

(証券コード7819)
2025年12月4日
(電子提供措置の開始日 2025年11月27日)

株主各位

東京都港区港南二丁目15番1号

粧美堂株式会社

代表取締役社長 寺田正秀

第77期定時株主総会招集ご通知

拝啓 平素は格別のご高配を賜り、厚く御礼申しあげます。

さて、当社第77期定時株主総会を下記のとおり開催いたしますので、ご通知申しあげます。

本定時株主総会の招集に際しては電子提供措置をとっており、インターネット上の下記ウェブサイトに電子提供措置事項を掲載しております。

当社ウェブサイト <https://www.shobido-corp.co.jp/ir/event/>

また、上記のほか、インターネット上の下記ウェブサイトにも掲載しております。

東京証券取引所ウェブサイト

<https://www2.jpx.co.jp/tseHpFront/JJK010010Action.do?Show>Show>

上記ウェブサイトにアクセスして、当社名「粧美堂」又は証券コード「7819」を入力・検索し、「基本情報」「縦覧書類/P R情報」を順に選択のうえ、ご覧ください。

なお、当日ご出席されない場合は、インターネット又は書面により議決権行使することができますので、お手数ながら電子提供措置事項に掲載の株主総会参考書類をご検討の上、「議決権行使についてのご案内」(3~4頁)に従いまして、2025年12月18日(木曜日)午後5時30分までに議決権をご行使くださいようお願い申しあげます。

敬具

記

- 日 時 2025年12月19日(金曜日) 開始 午前10時(開場 午前9時)
- 場 所 大阪府大阪市北区西天満六丁目4番18号
粧美堂株式会社 大阪本社10階
(末尾の株主総会会場ご案内図をご参照ください。)

3. 目的事項

報告事項

1. 第77期（自 2024年10月1日 至 2025年9月30日）
事業報告、連結計算書類並びに会計監査人及び監査等委員会の連結計算書類監査結果報告の件
2. 第77期（自 2024年10月1日 至 2025年9月30日）
計算書類報告の件

決議事項

- 第1号議案** 取締役（監査等委員である取締役を除く。）4名選任の件
第2号議案 監査等委員である取締役3名選任の件
第3号議案 退任取締役に対する退職慰労金贈呈の件
第4号議案 取締役に対する譲渡制限付株式報酬制度導入の件

4. 招集にあたっての決定事項

議決権行使書において、議案に賛否の表示がない場合は、賛成の意思表示をされたものとして取り扱わせていただきます。

以 上

- ~~~~~
- ◎ 株主総会にご出席の株主様へのお土産は用意しておりません。
 - ◎ 当日ご出席の際は、お手数ながら同封の議決権行使書用紙を会場受付にご提出くださいますようお願い申しあげます。
 - ◎ 電子提供措置事項に修正が生じた場合は、掲載している各ウェブサイトに修正内容を掲載させていただきます。
 - ◎ 当社では、毎年9月30日現在の当社株主名簿に記載又は記録された当社株式を3単元（300株）以上保有している株主様を対象に、株主優待として自社企画商品をお贈りさせていただきました。なお、毎年9月30日現在において当社株式を3単元（300株）以上保有の上、3年以上継続保有されている株主様に対する優待（長期保有優待）として、上記の自社企画商品に加え、クオカード1,000円分を贈呈させていただきました。

※3年以上継続保有の確認は、毎年9月30日の株主名簿に同一の株主番号で連続して4回以上記載又は記録された株主様とさせていただきます。

第77期期末配当金のお支払いについて

当社は、定款の規定により、2025年11月18日開催の取締役会で、期末配当金を1株につき16.5円とし、効力発生日（支払開始日）を2025年12月5日とすることを決議いたしました。

銀行預金口座への振込をご指定の方は、同封の「配当金計算書」及び「お振込先について」の内容をご確認願います。

株式数比例配分方式をご指定の方は、同封の「配当金計算書」及び「配当金のお受け取り方法について」の内容をご確認願います。

上記以外の方は、同封の「配当金領収証」により2025年12月5日（金曜日）から2026年1月9日（金曜日）までの間に、最寄りのゆうちょ銀行本支店及び出張所並びに郵便局で配当金をお受け取り願います。

● 議決権行使についてのご案内

電子提供措置事項に掲載の株主総会参考書類をご検討のうえ、議決権のご行使をお願い申しあげます。

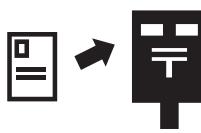
議決権のご行使には以下の方法がございます。

株主総会へ出席する場合



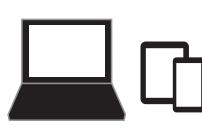
同封の議決権行使書用紙を会場受付にご提出ください。

議決権行使書を郵送する場合



同封の議決権行使書用紙に各議案の賛否を表示のうえ、下記行使期限までに到着するようご返送ください。

インターネットにより行使する場合



次頁の「インターネットによる議決権行使について」に記載の方法にて行使手続をしてください。

株主総会開催日時

2025年12月19日（金曜日）

午前10時

行使期限（到着分）

2025年12月18日（木曜日）

午後5時30分

行使期限（手続完了）

2025年12月18日（木曜日）

午後5時30分

*郵送とインターネットによる議決権行使を重複して行使された場合は、インターネットによるものを有効とし、インターネットにより複数回行使された場合は、上記期限内の最後に行使されたものを有効といたします。

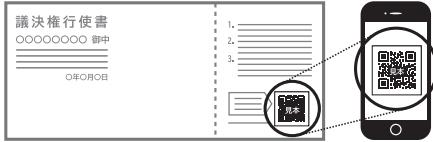
*議決権行使ウェブサイトをご利用いただく際のインターネット接続料・通信料等は株主様のご負担となります。

インターネットによる議決権行使のご案内

QRコードを読み取る方法 「スマート行使」

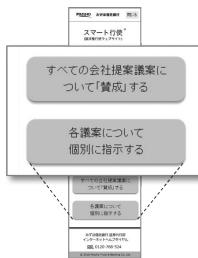
議決権行使コードおよびパスワードを入力することなく議決権行使ウェブサイトにログインすることができます。

- 1 同封の議決権行使書用紙に記載された「スマートフォン用議決権行使ウェブサイトログインQRコード」を読み取ってください。



*QRコードは株デンソーウェーブの登録商標です。

- 2 以降は画面の案内に従って賛否をご入力ください。



「スマート行使」での議決権行使は1回に限り可能です。

議決権行使後に行使内容を変更する場合は、お手数ですがPC向けサイトへアクセスし、議決権行使書用紙に記載の「議決権行使コード」・「パスワード」を入力してログイン、再度議決権行使をお願いいたします。

*QRコードを再度読み取っていただくと、PC向けサイトへ遷移できます。

議決権行使コード・パスワードを入力する方法

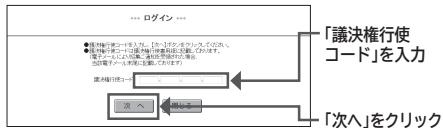
議決権行使ウェブサイト

<https://soukai.mizuho-tb.co.jp/>

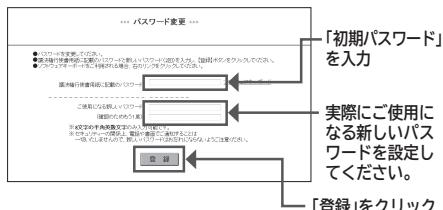
- 1 議決権行使ウェブサイトにアクセスしてください。



- 2 議決権行使書用紙に記載された「議決権行使コード」をご入力ください。



- 3 議決権行使書用紙に記載された「パスワード」をご入力ください。



- 4 以降は画面の案内に従って賛否をご入力ください。

インターネットによる議決権行使で
パソコンやスマートフォン、携帯電話の操作方
法などがご不明な場合は、右記にお問い合わせ
ください。

みずほ信託銀行 証券代行部 インターネットヘルプダイヤル

 0120-768-524

受付時間
年始年末を除く
午前9時～午後9時

株主総会参考書類

議案及び参考事項

第1号議案 取締役（監査等委員である取締役を除く。）4名選任の件

取締役（監査等委員である取締役を除く。以下、本議案において同じ。）6名全員は、本定時株主総会終結の時をもって任期満了となります。つきましては、取締役会において機動的に意思決定が行えるよう取締役を2名減員し、取締役4名の選任をお願いいたしたいと存じます。

なお、本議案に関し、監査等委員会からは特段の意見がない旨を確認しております。

取締役候補者は、次のとおりあります。

候補者番号	氏名 (生年月日)	略歴、地位、担当及び重要な兼職の状況	候補者の所有する当社の株式数
1	寺田一郎 (1948年10月14日)	1971年4月 蝶理株式会社入社 1974年11月 当社入社専務取締役 1990年1月 当社代表取締役社長 2013年12月 当社取締役会長（現任）	2,140,600株
取締役候補者とした理由			
	寺田一郎氏は、当社の代表取締役社長・取締役会長を歴任し、長年にわたり会社経営全般の重要な業務を統括しております。また、当社の事業・業務に関する経験・識見が豊富であり、かつ会社経営に関する高い知見を有していると判断し、引き続き取締役候補者として選任しております。		
2	寺田正秀 (1977年11月18日)	2001年4月 株式会社みずほ銀行入行 2004年5月 当社入社 2004年11月 当社専務取締役 2005年6月 粧美堂日用品（上海）有限公司 董事長（現任） 2013年4月 株式会社メリーサイト（現 SHO-BI Labo 株式会社）取締役（非常勤） 2013年12月 当社代表取締役社長（現任） 2015年10月 台湾妝美堂股份有限公司 董事長 2018年5月 株式会社メリーサイト（現 SHO-BI Labo 株式会社）代表取締役社長（現任） 2019年4月 壹見健康科技（上海）有限公司 董事長 2023年12月 壹見健康科技（上海）有限公司 董事（現任）	1,411,400株
取締役候補者とした理由			
	寺田正秀氏は、当社の専務取締役・代表取締役社長を歴任し、会社経営の経験・識見が豊富であり、当社の各部門に精通しております。また、それらの業務の執行及び監督の能力に優れ、かつ今後の会社の進むべき方向を定め、リーダーシップを発揮できると判断し、引き続き取締役候補者として選任しております。		

候補者番号	氏名 (生年月日)	略歴、地位、担当及び重要な兼職の状況	候補者の所有する当社の株式数
3	友田 裕士 (1963年2月21日)	1985年3月 当社入社 2015年10月 当社内部監査室長 2016年10月 当社事業管理部長 2017年10月 当社執行役員 事業管理部長 2020年12月 当社取締役 事業管理部長（現任）	21,400株
取締役候補者とした理由			
	友田 裕士	友田裕士氏は、当社の内部監査室長・事業管理部長を歴任し、事業管理分野をはじめ当社の様々な部門に精通する等、経験が豊富であります。また、それらの業務の執行及び監督の能力に優れ、持続的な企業価値向上に資する人材であり、リーダーシップを発揮できると判断し、引き続き取締役候補者として選任しております。	
4	齊藤 政基 (1964年7月14日)	1987年4月 株式会社富士銀行（現株式会社みずほ銀行）入行 2010年4月 同行大企業法人業務部業務推進役 2011年4月 同行本店営業第18部副部長 2017年12月 当社出向 総務人事部担当部長 2018年10月 当社入社 総務人事部長 2019年2月 当社総務人事部長 兼 経理部長 2019年10月 当社執行役員 管理本部副本部長 兼 総務人事部長 兼 経理部長 2019年12月 当社執行役員 管理本部長 兼 総務人事部長 兼 経理部長 2020年12月 当社取締役 管理本部長 兼 総務人事部長 兼 経理部長（現任）	15,300株
取締役候補者とした理由			
	齊藤政基氏	齊藤政基氏は、金融機関での経験並びに当社の総務人事部長・管理本部長を歴任し、管理部門のトップとしての経験・識見が豊富であり、高い知見を有しております。また、それらの業務の執行及び監督の能力に優れ、持続的な企業価値向上に資する人材であり、リーダーシップを発揮できると判断し、引き続き取締役候補者として選任しております。	

- (注) 1.各取締役候補者と当社との間には、特別の利害関係はありません。
 2.寺田正秀氏は、会社法第2条第4号の2に定める親会社等であります。
 3.当社は、取締役（監査等委員である取締役を除く）を被保険者として、役員等賠償責任保険契約を締結しております。当該保険契約により被保険者である役員がその職務の執行に關し、責任を負うこと又は当該責任の追及に係る請求を受けることによって生ずる損害が補填されます。保険料は全額会社が負担しております。故意又は重大過失に起因する損害は当該保険契約により補填されません。また、当該保険契約は任期途中に同内容での更新を予定しております。

第2号議案 監査等委員である取締役3名選任の件

監査等委員である取締役4名全員は、本定時株主総会終結の時をもって任期満了となります。つきましては、監査等委員である取締役3名の選任をお願いいたしますと存じます。

なお、本議案の提出につきましては、監査等委員会の同意を得ております。

監査等委員の候補者は、次のとおりであります。

候補者番号	氏名 (生年月日)	略歴、地位、担当及び重要な兼職の状況	候補者の所有する当社の株式数
1	酒谷佳弘 (1957年3月11日) 【社外取締役候補者】	<p>1979年10月 日新監査法人（現 EY新日本有限責任監査法人）入所</p> <p>1982年3月 公認会計士登録</p> <p>1998年8月 センチュリー監査法人（現 EY新日本有限責任監査法人）代表社員</p> <p>2004年7月 ジャパン・マネジメント・コンサルティング株式会社代表取締役（現任）</p> <p>2005年6月 エヌアールジータカミヤ株式会社（現株式会社タカミヤ）社外監査役</p> <p>2006年2月 北恵株式会社 社外監査役（現任）</p> <p>2011年3月 当社監査役</p> <p>2015年6月 株式会社プレサンスコーポレーション 社外取締役（監査等委員）（現任）</p> <p>2015年11月 株式会社ワツ社外取締役（監査等委員）（現任）</p> <p>2015年12月 当社取締役（監査等委員）（現任）</p> <p>2022年3月 クリヤマホールディングス株式会社 社外取締役（監査等委員）（現任）</p> <p>2022年6月 株式会社タカミヤ 社外取締役（監査等委員）（現任）</p>	7,500株
社外取締役候補者とした理由及び期待される役割			
酒谷佳弘氏は、公認会計士としての経験・識見が豊富であり、財務会計に関する高い知見を踏まえた客観的視点で、専門的かつ質の高い監査を遂行することに適任であります。そのことにより、取締役会の透明性の向上及び監査・監督機能の強化に繋がると判断し、引き続き社外取締役（監査等委員）候補者として選任しております。			
2	渡辺徹 (1966年2月2日) 【社外取締役候補者】	<p>1993年3月 司法修習修了</p> <p>1993年4月 弁護士登録</p> <p>北浜法律事務所入所</p> <p>1998年1月 北浜法律事務所パートナー（現任）</p> <p>2007年6月 オーウエル株式会社 社外監査役</p> <p>2009年12月 当社取締役</p> <p>2013年6月 青山商事株式会社 社外監査役</p> <p>2015年12月 当社取締役（監査等委員）（現任）</p> <p>2019年6月 青山商事株式会社 社外取締役</p> <p>2020年1月 弁護士法人北浜法律事務所 代表社員</p> <p>2020年6月 オーウエル株式会社 社外取締役（現任）</p> <p>2025年4月 弁護士法人北浜法律事務所 代表（現任）</p>	9,400株
社外取締役候補者とした理由及び期待される役割			
渡辺徹氏は、会社法関連法規を専門とする弁護士としての経験・識見が豊富であり、当社の社内事情にとらわれず法令を含む企業社会全体を踏まえた客観的視点で独立性をもって経営の監視を遂行することに適任であります。そのことにより、取締役会の透明性の向上及び監査・監督機能の強化に繋がると判断し、引き続き社外取締役（監査等委員）候補者として選任しております。			

候補者番号	氏名 (生年月日)	略歴、地位、担当及び重要な兼職の状況	候補者の所有する当社の株式数
	北沢みさ (1966年3月8日) 【新任社外取締役候補者】	1989年4月 株式会社エドウイン マーケティング部 1999年6月 株式会社ユニクロ マーケティング部 PRマネージャー 2010年9月 株式会社リンク・セオリー・ジャパン PLST事業部E Cチームリーダー 2018年6月 MK Commerce&Communication代表(現任)	一株
3	社外取締役候補者とした理由及び期待される役割		

- 北沢みさ氏は、消費財分野において長年にわたりマーケティング戦略、ブランド構築及び広報・PR業務に従事し、豊富な実務経験と高い専門性を有しております。企業の成長期および再構築期において、ブランド価値の向上と事業の持続的発展を実現した実績を有するとともに、デジタル領域を活用した新たな販促手法にも精通しております。これらの知見を活かし、消費者視点を踏まえた経営監督を行うことで、当社の持続的成長と企業価値向上に貢献いただけるものと判断し、社外取締役（監査等委員）候補者として選任しております。
- (注) 1. 各監査等委員候補者と当社との間には、特別の利害関係はありません。
 2. 酒谷佳弘氏、渡辺徹氏、北沢みさ氏は社外取締役候補者であります。
 3. 当社は、酒谷佳弘氏、渡辺徹氏が東京証券取引所が指定を義務付ける一般株主と利益相反が生じるおそれのない独立役員である旨の独立役員届出書を提出しており、両氏の選任が承認された場合、引き続き独立役員となる予定であります。また、北沢みさ氏の選任が承認された場合は、新たに独立役員として指定する予定であります。
 4. 渡辺徹氏は、社外役員となること以外の方法で会社経営に直接関与したことはありませんが、候補者を社外取締役候補者とした理由に記載のとおり、監査等委員である社外取締役としての職務を適切に遂行することができるものと判断しております。
 5. 北沢みさ氏は、会社経営に直接関与したことはありませんが、候補者を社外取締役候補者とした理由に記載のとおり、監査等委員である社外取締役としての職務を適切に遂行することができるものと判断しております。
 6. 当社は、酒谷佳弘氏、渡辺徹氏との間で会社法第427条第1項の規定に基づき、同法第423条第1項の責任を限定する契約を締結しており、当該契約に基づく責任の限度額は法令が規定する額であります。本議案が原案どおり承認された場合、当社は、両氏との間で、同様の契約を継続する予定であります。また、当社は、北沢みさ氏との間で同様の契約を新たに締結する予定であります。
 7. 渡辺徹氏が社外取締役に就任してからの年数は、本定時株主総会終結の時をもって16年、また、監査等委員である取締役に就任してからの年数は10年であります。なお、酒谷佳弘氏が監査等委員である社外取締役に就任してからの年数は、本定時株主総会終結の時をもって10年であります。
 8. 当社は、監査等委員である取締役を被保険者として、役員等賠償責任保険契約を締結しております。当該保険契約により被保険者である役員がその職務の執行に関し、責任を負うこと又は当該責任の追及に係る請求を受けることによって生ずる損害が補填されます。保険料は全額会社が負担しております。故意又は重過失に起因する損害は当該保険契約により補填されません。また、当該保険契約は任期途中に同内容での更新を予定しております。

第3号議案 退任取締役に対する退職慰労金贈呈の件

取締役吉田浩太郎氏及び豊倉忠明氏、監査等委員である取締役今村善博氏は、本定時株主総会終結の時をもって任期満了により退任となりますので、3名の在任中の功労に報いるため、当社における一定の基準に従い、相当額の範囲内で退職慰労金を贈呈いたしたいと存じます。

なお、その具体的金額、贈呈の時期、方法等につきましては、取締役（監査等委員である取締役を除く。）に対するものは取締役会、また監査等委員である取締役に対するものは監査等委員である取締役の協議に、それぞれご一任願いたいと存じます。

本議案は、当社において予め取締役会で定められた取締役の個人別の報酬等に係る決定方針に沿って取締役会で決定しており、相当であると判断しております。また、本議案に関し、監査等委員会からの特段の意見がない旨を確認しております。

退任される取締役の略歴は、次のとおりあります。

氏 名	略歴
吉 田 浩 太 郎 よしだ こうたろう	2016年12月 当社取締役 2023年12月 当社常務取締役 現在に至る
豊 倉 忠 明 とよくら ただあき	2017年12月 当社取締役 現在に至る
今 村 善 博 いまむら よしひろ	2019年12月 当社取締役（監査等委員） 現在に至る

第4号議案 取締役に対する譲渡制限付株式報酬制度導入の件

当社の取締役（監査等委員である取締役を除く。）の報酬等の額は、2015年12月25日開催の第67期定時株主総会において、年額200百万円以内（使用人兼務取締役の使用人分給与を含まない。）とご承認いただいております。

今般、当社の取締役（監査等委員である取締役を除く。以下、「対象取締役」という。）に対して当社の企業価値向上を図るインセンティブを与えるとともに、株主の皆様との一層の価値共有を進める目的として、譲渡制限付株式報酬制度を導入するものとし、上記の報酬枠とは別枠として、新たに譲渡制限付株式の割り当てのための報酬枠を設けることにつき、ご承認をお願いいたします。

本議案に基づき対象取締役に対して支給される報酬は、①当社の普通株式、あるいは②当社の普通株式を取得するための現物出資財産としての金銭債権とし、対象取締役は、当社の取締役会決議に基づき、当社の普通株式の発行又は処分を受けることとなります。

本議案に基づき対象取締役に対して支給される当社の普通株式又は金銭債権の総額は、年額40百万円以内といたします。なお、本議案に基づき対象取締役に対して支給される報酬として、①金銭債権を支給せずに当社の普通株式を支給する場合、当該普通株式は、取締役の報酬として発行又は処分されるものであり、当該普通株式と引き換えにする金銭の払い込みを要しないものといたしますが、対象取締役に対して支給する上記報酬額は、当該普通株式の発行又は処分に係る各取締役会決議の日の前営業日の東京証券取引所における当社の普通株式の終値（同日に取引が成立していない場合は、それに先立つ直近取引日の終値。）を基礎として、当該発行又は処分される当社の普通株式1株当たりの金額として算出いたします。

一方、本議案に基づき対象取締役に対して支給される報酬として、②当社の普通株式を取得するための現物出資財産としての金銭債権を支給する場合には、本議案に基づき支給される金銭債権の全部を現物出資財産として払い込み、当該普通株式の発行又は処分を受けるものといたします。この場合における当社の普通株式1株当たりの払込金額は、当該普通株式の発行又は処分に係る各取締役会決議の日の前営業日の東京証券取引所における当社の普通株式の終値（同日に取引が成立していない場合は、それに先立つ直近取引日の終値。）を基礎として、当該普通株式を引き受ける対象取締役に特に有利な金額とならない範囲において、取締役会において決定します。

本議案に基づき対象取締役に対して発行又は処分される当社の普通株式の総数は、年6万株以内といたします。ただし、本議案が承認可決された日以降の日を効力発生日とする当社の普通株式の株式分割（当社の普通株式の無償割当を含む。）又は株式併合が行われた場合、当該効力発生日以降、分割比率・併合比率等に応じて、当該総数を必要に応じて合理的な範囲で調整できるものといたします。

各対象取締役への具体的な支給時期及び配分については、取締役（監査等委員である取締役を除く。）の支給分は任意の指名・報酬委員会の審議を経たうえで、取締役会において決定いたします。

なお、現在の取締役は6名ありますが、第1号議案が原案どおり承認可決されると、取締役は4名となります。

また、本議案に関し、監査等委員会からは特段の意見がなかった旨を確認しております。

本議案に基づき、対象取締役に対する当社の普通株式の発行又は処分並びにその現物出資財産としての金銭債権を支給する場合の当該金銭債権の支給に当たっては、当社と対象取締役との間で、以下の内容を含む譲渡制限付株式割当契約（以下、「本割当契約」という。）を締結することを条件とします。

【本割当契約の概要】

(1) 譲渡制限期間

対象取締役は、本割当契約により割り当てを受けた当社の普通株式（以下、「本割当株式」という。）について、割り当てを受けた日から当社の取締役その他当社取締役会で定める地位を退任又は退職等する日までの間（以下、「本譲渡制限期間」という。）、第三者への譲渡、担保権の設定、生前贈与その他一切の処分をしてはならないものといたします。

(2) 譲渡制限の解除条件

対象取締役が当社取締役会で定める期間（以下、「本役務提供期間」という。）、継続して当社の取締役その他当社取締役会で定める地位にあったことを条件として、本割当株式の全部について、本譲渡制限期間が満了した時点をもって譲渡制限を解除いたします。

但し、対象取締役が本役務提供期間中に、正当な理由により退任又は退職等した場合又は死亡により退任又は退職等した場合、譲渡制限を解除する本割当株式の数及び譲渡制限を解除する時期を、必要に応じて合理的に調整するものといたします。

(3) 無償取得事由

対象取締役が本役務提供期間中に、正当な理由によらず退任又は退職等した場合には、当社は本割当株式を当然に無償で取得いたします。また、上記(2)で定める譲渡制限解除時点において、なお譲渡制限が解除されていない本割当株式がある場合には、当社はこれを当然に無償で取得いたします。その他の無償取得事由は、当社の取締役会の決議に基づき、本割当契約に定めるものといたします。

(4) 組織再編等における取扱い

上記(1)の定めにかかわらず、当社は、本譲渡制限期間中に、当社が消滅会社となる合併契約、当社が完全子会社となる株式交換契約又は株式移転計画その他の

組織再編等に関する事項が当社の株主総会（但し、当該組織再編等に関して当社の株主総会による承認を要さない場合においては、当社の取締役会。）で承認された場合には、当社の取締役会の決議により、譲渡制限を解除する本割当株式の数及び譲渡制限を解除する時期を、必要に応じて合理的に調整するものといたします。その場合、譲渡制限解除時点において、なお譲渡制限が解除されていない本割当株式がある場合には、当社はこれを当然に無償で取得いたします。

(5) その他の事項

本割当契約に関するその他の事項は、当社の取締役会において定めるものといたします。

【本議案に基づく報酬の支給が相当である理由】

本議案に基づく株式報酬制度は、対象取締役に対して当社の企業価値向上を図るインセンティブを与えるとともに、株主の皆様との一層の価値共有を進めることを目的としており、本議案における報酬額の上限、発行又は処分をされる当社の普通株式の総数その他の本議案に基づく対象取締役への譲渡制限付株式の付与の条件は、上記の目的、当社の業況その他諸般の事情を考慮して決定されております。また本議案は、譲渡制限付株式報酬制度の適正性を確保するため、任意の指名・報酬委員会で検討・答申し、取締役にて決議していることから、本議案に基づく報酬の支給は相当であると判断しております。

以 上

事 業 報 告

(自 2024年10月1日)
(至 2025年9月30日)

1. 企業集団の現況に関する事項

(1) 事業の経過及びその成果

当連結会計年度（2024年10月1日～2025年9月30日）におけるわが国経済は、インバウンド需要の回復や雇用環境の改善などを背景に、緩やかな回復基調で推移しました。一方で、米国の関税措置の動向や中東・ウクライナ情勢、中国の景気減速、為替変動および物価上昇などが消費者マインドに影響を与え、依然として先行き不透明な状況が続いております。また、企業経営を取り巻く環境は、原材料価格、人件費、物流費、市中金利の上昇に伴う金融費用の増加など、引き続き厳しいものとなりました。

当連結会計年度においては、近年推進してきた商品戦略を中心とする施策を継続した結果、利益率が大幅に改善し、14年ぶりに過去最高益を更新致しました。これにより、5期連続で増収増益（営業利益ベース）を達成することができました。この利益成長を支えた主因は、「Only 粧美堂」にこだわったモノづくりの定着であると分析しております。具体的には、N B（ナショナルブランド）ビジネスでは、マイクツール、キャラクターコスメ、キッズコスメなど、「粧美堂と言えば」を象徴するカテゴリーに注力し、自社企画商品の総合的な商品力を強化することで、「粧美堂」ブランドの価値向上を図りました。

一方、P B（プライベートブランド）ビジネスでは、新たな生産協力拠点の開拓により、コスト削減・品質向上・商品カテゴリーの拡充を進め、重点販売先のニーズに的確に応えることで、「モノづくりのパートナー」としての地位を強化致しました。その結果、消費者からの支持が高まり、商品単価および利益率の上昇につながりました。

組織面では、E Cチームを商品企画部に移管し、消費者ニーズに迅速に対応できる体制を構築しました。これにより、魅力ある商品の企画・開発を加速させ、E C経由の売上拡大および利益率向上を目指しております。また前年度に発足した全社横断のD X推進室を中心に、社内D X化を加速させることで、生産性向上と商品開発力の強化を推進しております。

さらに、今期はグループ会社の再編を実施致しました。化粧品製造販売業を営む株式会社ピコモンテ・ジャパンの株式の一部を2025年1月10日に取得し、子会社化致しました。一方、連結子会社であるビューティードア株式会社については、化粧品製造の川上工程におけるノウハウ吸収および当社グループへの商品供給を目的として2020年に買収致しましたが、キャパシティ面の制約などにより当初想定していたシナジー効果が十分に得られなかつたことから、全株式を譲渡致しました。この再編により、資本コストを意識した効率的なグループ経営体制の構築が進むものと期待しております。

当連結会計年度の売上高は22,122,189千円（対前期比5.7%増）となり、売上総利益は7,064,156千円（同28.3%増）と増収増益を達成しました。

自社企画商品の好調や販売単価の上昇、高利益率のE C販売の拡大により、売上総利益率は31.9%（対前期比5.6ポイント増）と大幅に改善致しました。販売費及び一般管理費は、販売促進費や物流費の増加により5,594,670千円（対前期比24.5%増）となりましたが、売上総利益の増加により吸収し、営業利益は1,469,486千円（同45.5%増）、経常利益は1,478,074千円（同52.7%増）となりました。親会社株主に帰属する当期純利益は、前期に中国のコンタクトレンズ関連の連結子会社（孫会社）の出資持分の一部を売却したことによる売却益97,814千円を計上した特殊要因が剥落したものの、ビューティードア株式会社の株式譲渡に係る売却益64,562千円の計上もあり、977,908千円（同26.4%増）となりました。

商品区分別の状況は次のとおりであります。

①化粧品

当分類には、メイク関連化粧品、ネイル関連化粧品、ヘアケア関連化粧品などの売上が含まれます。当連結会計年度の売上高は、N B商品を中心に入気キャラクターをあしらったフェースマスクやハンドクリーム、大手食品会社とコラボレーションしたリップクリームなどが好調に推移したことに加え、株式会社ピコモンテ・ジャパンの化粧品売上の寄与もあり8,850,388千円（対前期比9.2%増）と増収となりました。

②化粧雑貨

当分類には、メイク関連雑貨、ネイル関連雑貨、ヘアケア関連雑貨などの売上が含まれます。当連結会計年度の売上高は、キャラクターをあしらった雑貨類や大手食品会社とコラボレーションしたヘアケア雑貨などは好調に推移しましたが、一部の量販店向けで採算が取れないと判断した商材の導入を見送った影響もあり全体としては6,976,972千円（対前期比1.0%増）と微増となりました。

③コンタクトレンズ関連

当分類には、コンタクトレンズ、コンタクトレンズケア用品の売上が含まれます。当連結会計年度の売上高は、前期の中国孫会社におけるコンタクトレンズE Cビジネスの撤退の影響で2,244,395千円（対前期比10.5%減）と対前期比では大幅減となりました。

④服飾雑貨

当分類には、バッグ、ポーチ・ケース、サイフ類、その他服飾小物などの売上が含まれます。当連結会計年度の売上高は、キャラクターをあしらった一部販売先向けやテーマパーク向けのP B商品がバッグ、ポーチ類を中心に好調に推移し2,792,328千円（対前期比24.6%増）となりました。

⑤その他

当分類には、ペット用品を含む生活雑貨、文具、行楽用品、ギフト商品などの売上が含まれます。当連結会計年度の売上高は、ペット関連商材が引き続き好調に推移した効果もあり1,258,104千円（対前期比8.6%増）と増収となりました。

(2) 重要な設備投資の状況

当連結会計年度の設備投資額の総額は、209,786千円となりました。

主な内容は、大阪本社及び物流センターの改修工事、社内基幹システムの改修及び商標権の取得であります。

(3) 重要な資金調達の状況

重要な資金の調達はありません。

(4) 重要な企業結合等の状況

当社は2025年1月10日付で、株式会社ピコモンテ・ジャパンの株式の52%を取得して連結子会社といたしました。また、2025年6月30日付で、連結子会社であるビューティードア株式会社の全株式を株式会社B I S C Oに譲渡いたしました。

(5) 財産及び損益の状況の推移

①企業集団の財産及び損益の状況の推移

区分	第74期 2022年9月期	第75期 2023年9月期	第76期 2024年9月期	第77期 (当連結会計年度) 2025年9月期
売上高(千円)	17,280,493	20,443,768	20,919,562	22,122,189
経常利益(千円)	616,311	972,040	967,821	1,478,074
親会社株主に帰属する当期純利益(千円)	511,852	475,435	773,966	977,908
1株当たり当期純利益(円)	38.75	35.99	58.59	74.03
総資産(千円)	14,757,950	15,197,409	14,427,472	16,321,257
純資産(千円)	5,980,138	6,300,143	6,575,518	7,810,624
1株当たり純資産(円)	445.97	469.85	497.78	561.58

(注) 1株当たり当期純利益は期中平均発行済株式総数（自己株式控除後）に基づき、1株当たり純資産は期末発行済株式総数（自己株式控除後）に基づき、算出しております。

②当社の財産及び損益の状況の推移

区分	第74期 2022年9月期	第75期 2023年9月期	第76期 2024年9月期	第77期 (当事業年度) 2025年9月期
売上高(千円)	16,226,924	19,265,077	19,948,075	20,493,110
経常利益(千円)	727,813	1,045,336	914,705	1,351,210
当期純利益(千円)	613,174	692,556	690,149	874,589
1株当たり当期純利益(円)	46.42	52.43	52.25	66.21
総資産(千円)	14,430,250	14,986,584	14,720,578	16,069,718
純資産(千円)	6,143,396	6,626,815	6,928,167	7,693,915
1株当たり純資産(円)	465.06	501.66	524.47	582.44

(注) 1株当たり当期純利益は期中平均発行済株式総数（自己株式控除後）に基づき、1株当たり純資産は期末発行済株式総数（自己株式控除後）に基づき、算出しております。

(6) 対処すべき課題

当社グループでは「あらゆる人たちの身近に笑顔を。」咲かせるための総合企画メーカーとして、対処すべき課題は以下のように考えております。

①真のメーカー化を進め、「粧美堂（SHOBIDO）」のブランド化を推進

消費者の方々に「粧美堂（SHOBIDO）」をお一人お一人の個性と向き合い高品質・高機能な商品を適正な価格で提供する「メーカー」として認知していただき、消費者に信頼して選んでいただける「ブランド」として定着することが今後当社グループが発展する必須条件であると考えております。

②「モノづくりのパートナー」としてOEMビジネスの強化

過去70年以上にわたり、女性の美と向き合ってきた知見を活かし化粧品、化粧雑貨、服飾雑貨、キャラクター雑貨及びコンタクトレンズ等の商品を国内大手の小売業向けにOEM（相手先ブランドによる商品受注生産）で供給しています。国内の大手小売業は利益率の改善を企図しNB（ナショナルブランド）商品中心の品揃えからPB（プライベートブランド）商品の拡充を経営課題としております。当社ではこうしたニーズに対応するために重要な販売先ごとに専門チームを配し、世の流行や販売先ごとの客層を分析し商品企画の段階から提案を繰り返し、案件化しています。OEMビジネスは一般的に粗利率は低いものの、受注生産、一括買取りにつき在庫リスクを回避できることから、安定的な収益源として当社グループが注力していくべきビジネスであると認識しております。

③ECビジネスの強化

私どもの商品のメインユーザーである若年層の女性は化粧品、化粧雑貨に関する情報をSNSを通じて得るケースが多く、ECビジネスとの親和性は高いものと思われます。当社でもSNSの発信やマーケティングを強力に推進するとともに、今期よりECを担当する部署を商品企画部に移管することで消費者ニーズに迅速に対応できる体制を構築しました。これにより、魅力ある商品の企画・開発を加速させ、EC経由の売上拡大および利益率向上を目指しております。将来的にはECビジネスの比率を30%程度まで引き上げてまいります。

④新しい商材の強化

当社グループの取扱い商品は化粧品・化粧雑貨・コンタクトレンズなどで現時点では若年層の女性がメインユーザーでありますですが、今後、中高年層や男性などを対象に「美しく粧(よそお)う」「健やかに粧(よそお)う」ための商材を研究・開発しビジネスチャンスを追い求めてまいります。

(7) 重要な親会社及び子会社の状況

①親会社の状況

該当事項はありません。

②子会社の状況

会社名	資本金	当社の議決権比率	主要な事業内容
株式会社ピコモンテ・ジャパン	5,000千円	52%	化粧品の製造販売
SHO-BI Labo株式会社	50,000千円	100%	コンタクトレンズの製造
粧美堂日用品（上海）有限公司	3,100千米ドル	100%	協力工場の監査

(注) 当社は2025年1月10日付で、株式会社ピコモンテ・ジャパンの株式の52%を取得して連結子会社といたしました。また、2025年6月30日付で、連結子会社であるビューティードア株式会社の全株式を譲渡いたしました。

(8) 主要な事業内容（2025年9月30日現在）

当社グループは、当社及び連結子会社5社で構成されており、化粧品、化粧雑貨、服飾雑貨、キャラクター雑貨（注）及びコンタクトレンズ関連等の商品を幅広く取扱っております。これらの商品を小売業者、卸売業者及び一般消費者等へ販売することを主たる業務としております。また、子会社であるSHO-BI Labo株式会社ではコンタクトレンズの受託製造を手掛けており、株式会社ピコモンテ・ジャパンでは化粧品の製造販売業を手掛けております。

当社は、70余年にわたり美に寄り添い続けてまいりました。その間、当社は「美的プロフェッショナル」として実績を重ね、経験と知見を蓄積してきました。問屋発祥のファブレスメーカーとして、マーケティングから企画、デザイン、開発、販売までを当社単独で「一気通貫」で行えるスピード感と、自社企画商品、別注商品、OEM商品等、幅広い取引形態に対応可能な柔軟性、また様々なカテゴリーの商品開発や数多くのブランドライセンスの使用など、顧客の要望に沿って様々な提案ができる高い対応力を強みとしています。

美容やファッションに敏感な消費者では、SNSを通じた情報発信や新しい商品への興味が高まり、当社の提供する商品が注目を集め機会も増えています。このような状況下で、当社はトレンドを捉えた商品開発や、マーケティング戦略の強化に努め、ブランド価値の向上を図ってまいりました。引き続き、お客様に寄り添いながら、ユーザーの美しさを引き出す商品を提供してまいります。

なお、当社グループの事業は単一セグメントであるため、セグメント別の記載を省略しております。

（注）キャラクター雑貨とは、ウォルト・ディズニー・ジャパン株式会社、株式会社サンリオ等の版権元からキャラクターの商品化許諾を受け商品化された化粧雑貨、服飾雑貨等の雑貨のことであり、当社グループは自社企画商品の付加価値を高め、他社製品との差別化を図る観点から、版権元からキャラクターの商品化許諾を受け、当社グループにてキャラクター雑貨の商品化を行っております。

(9) 主要な営業所、物流拠点及び工場（2025年9月30日現在）

①当 社

名 称	所 在 地
東 京 本 社	東 京 都 港 区
大 阪 本 社	大 阪 市 北 区
箕 面 物 流 セ ン タ ー	大 阪 府 箕 面 市
箕 面 R D C	大 阪 府 箕 面 市

②子会社

名 称	所 在 地
株式会社ピコモンテ・ジャパン	大 阪 市 中 央 区
S H O - B I L a b o 株式会社	東 京 都 港 区
粧美堂日用品(上海)有限公司	中 国 上 海 市

(注) 当社は2025年1月10日付で、株式会社ピコモンテ・ジャパンの株式の52%を取得して連結子会社といたしました。また、2025年6月30日付で、連結子会社であるビューティードア株式会社の全株式を譲渡いたしました。

(10) 従業員の状況（2025年9月30日現在）

①企業集団の従業員の状況

従業員数	前連結会計年度末比増減
260名	23名増

(注) 従業員数は就業員数（正社員、契約社員）であり、臨時従業員（1日8時間換算による期中平均人員）34名は含んでおりません。

②当社の従業員の状況

従業員数	前事業年度末比増減	平均年齢	平均勤続年数
206名	3名増	41.58歳	13.20年

(注) 従業員数は就業員数（正社員、契約社員）であり、当社グループからの出向者を含んでおります。また、臨時従業員（1日8時間換算による期中平均人員）19名は含んでおりません。

(11) 主要な借入先の状況（2025年9月30日現在）

借 入 先	借 入 額
株 式 会 社 み ず ほ 銀 行	2,160,000千円
株 式 会 社 三 井 住 友 銀 行	1,155,000千円
株 式 会 社 三 菱 U F J 銀 行	824,500千円

(12) その他企業集団の現況に関する重要な事項

該当事項はありません。

2. 会社の株式に関する事項

株式の状況（2025年9月30日現在）

- (1) 発行可能株式総数 48,640,000株
(2) 発行済株式の総数 13,209,773株（自己株式200,227株を除く。）
(3) 株 主 数 11,658名
(4) 大株主（上位10名）

株 主 名	持 株 数	持 株 比 率
T C S 株 式 会 社	3,725,100株	28.20%
寺 田 一 郎	2,140,600株	16.20%
寺 田 正 秀	1,411,400株	10.68%
寺 田 久 子	397,400株	3.01%
ペル投資事業有限責任組合1	360,800株	2.73%
平賀優子	300,000株	2.27%
粧美堂従業員持株会	288,900株	2.19%
NOMURA PB NOMINEES LIMITED OMNIBUS-MARGIN (CASHPB) (常任代理人野村證券株式会社)	252,400株	1.91%
株式会社みづほ銀行	200,000株	1.51%
GOLDMAN SACHS INTERNATIONAL (常任代理人 ゴールドマン・サックス証券株式会社)	79,999株	0.61%

（注）1.当社は、自己株式（200,227株）を保有しておりますが、上記大株主からは除外しております。
また、持株比率は自己株式を控除して計算しております。

2.持株比率は、小数点第3位を四捨五入して表示しております。

3. 会社の新株予約権等に関する事項

該当事項はありません。

4. 会社役員に関する事項

(1) 取締役の状況（2025年9月30日現在）

会社における地位	氏 名	担当及び重要な兼職の状況
取締役会長	寺田一郎	
代表取締役社長	寺田正秀	S H O - B I L a b o 株式会社 代表取締役社長 粧美堂日用品（上海）有限公司 董事長 壹見健康科技（上海）有限公司 董事
常務取締役	吉田浩太郎	事業推進本部 本部長 兼 商品企画グループ 統括部長 兼 生産管理担当役員
取締役	豊倉忠明	営業グループ 統括部長
取締役	友田裕士	事業管理部長
取締役	斎藤政基	管理本部長 兼 総務人事部長 兼 経理部長
取締役 (監査等委員)	今村善博	粧美堂日用品（上海）有限公司 監事
社外取締役 (監査等委員)	酒谷佳弘	ジャパン・マネジメント・コンサルティング株式会社 代表取締役 株式会社タカミヤ 社外取締役（監査等委員） 北恵株式会社 社外監査役 株式会社プレサンスコーポレーション 社外取締役 (監査等委員) 株式会社ワツ 社外取締役（監査等委員） クリヤマホールディングス株式会社 社外取締役 (監査等委員)
社外取締役 (監査等委員)	岡野秀章	岡野公認会計士事務所所長 阪急阪神リート投資法人 監督役員
社外取締役 (監査等委員)	渡辺徹	北浜法律事務所パートナー 兼 弁護士法人北浜法律事務所代表 オーウエル株式会社 社外取締役

- (注) 1. 取締役酒谷佳弘氏、取締役岡野秀章氏及び取締役渡辺徹氏は、社外取締役（監査等委員）であります。
2. 取締役今村善博氏は常勤監査等委員であります。常勤監査等委員を選定している理由は、社内事情に精通したものが重要な会議等へ出席することや、重要な決裁書類等を閲覧し日常的な情報収集、業務執行部門からの定期的な業務報告の聴取、内部監査部門との連携を密に図ること等により得る情報を監査等委員で共有することを通じて、監査等委員会による監査の実効性を高めるためであります。
3. 取締役酒谷佳弘氏は公認会計士、取締役岡野秀章氏は公認会計士及び税理士の資格を有しております、財務及び会計に関する相当程度の知見を有するものであります。
4. 取締役渡辺徹氏は、弁護士の資格を有しております、法律に関する相当程度の知見を有するものであります。
5. 当社は、取締役酒谷佳弘、取締役岡野秀章、取締役渡辺徹の3氏について、東京証券取引所が指定を義務付ける一般株主と利益相反が生じるおそれのない独立役員である旨の独立役員届出書を提出しております。

6. 2025年9月30日現在の執行役員は、次のとおりであります。

地 位	氏 名	担 当
執 行 役 員	小 田 謙 二	情 報 シ ス テ ム 部 長
執 行 役 員	吉 川 俊 彦	社 長 室 長
執 行 役 員	本 城 誠	営業グループ 営業1部 部長

(2) 責任限定契約の内容の概要

当社は、定款において、会社法第427条第1項の規定に基づき、損害賠償責任を限定する契約を締結することができる旨及び当該契約に基づく責任の限度額は法令が規定する額とする旨を定めており、当該定款の定めに従い、取締役（業務執行取締役等であるものを除く。）との間で、損害賠償責任を限定する契約を締結しております。

(3) 役員等賠償責任保険契約の内容の概要

当社は、会社法第430条の3第1項に規定する役員等賠償責任保険契約を保険会社との間で締結し、被保険者が負担することになる、役員等がその職務に関し責任を負うこと又は当該責任の追及に係る請求を受けることによって生ずる損害を当該保険契約により填補することとしております。

当該役員等賠償責任保険契約の被保険者は当社及び当社の子会社の取締役、監査役、執行役員、管理職従業員等であり、すべての被保険者について、その保険料を全額当社が負担しております。但し、法令違反の行為であることを認識して行った行為に起因して生じた損害は填補されないなど、一定の免責事由があります。

(4) 取締役の報酬等

① 取締役の個人別の報酬等の内容に係る決定方針

当社は、取締役会において、取締役の個人別の報酬等の内容に係る決定方針を決議しております。取締役の個人別の報酬等の決定に関する方針内容は以下のとおりです。

イ. 基本方針

当社は、役員報酬等の決定に関する基本方針として、各役員の役割及び職責に応じた報酬体系としております。なお、役員報酬は、基本報酬（固定の金銭報酬）のみにより構成されており、業績連動報酬等及び非金銭報酬等は導入しておりません。

ロ. 基本報酬（金銭報酬）の個人別の報酬等の額の決定に関する方針（報酬等を与える時期又は条件の決定に関する方針を含む）

当社の取締役の基本報酬は、役割及び職位に応じて支給額を決定する部分と、前事業年度の全社業績ならびに管掌する部門の業績等に応じて決定される部分を合わせた金額を月額の固定報酬として12分割して支払うこととしております。

ハ. 業績連動報酬等並びに非金銭報酬等の内容及び額又は数の算定方法の決定に関する方針（報酬等を与える時期又は条件の決定に関する方針を含む）

該当する事項はありません。

ニ. 金銭報酬の額、業績連動報酬等の額又は非金銭報酬等の額の取締役の個人別の報酬等の額に対する割合の決定に関する方針

該当する事項はありません。

ホ. 取締役の個人別の報酬等の内容についての決定に関する事項

個人別の報酬額については、社外取締役が過半数で構成される任意の諮問委員会である指名・報酬委員会からの答申を受け、取締役会の決議により一任された代表取締役社長寺田正秀が、株主総会で承認を受けた報酬枠の範囲内で、各取締役の個人別の基本報酬を決定しております。監査等委員である取締役の報酬については、職務内容を勘案し監査等委員の協議により決定しております。

代表取締役社長に委任した理由は、当社グループを取り巻く経営環境等を当社グループにおいて最も熟知し、総合的に報酬額を決定できると判断したためです。

なお、当事業年度に係る取締役の個人別の報酬等の内容は、上記の決定方針に基づく手続きを経て決定されていることから、当該方針に沿うものであると取締役会が判断しております。

ヘ. その他個人別の報酬についての決定に関する重要な事項

該当する事項はありません。

② 当事業年度に係る取締役の報酬等の総額

区分	支給人員	報酬等の総額
取締役（監査等委員を除く。） (うち社外取締役)	6名 (一名)	163,920千円 (一千円)
取締役（監査等委員） (うち社外取締役)	4名 (3名)	22,680千円 (10,800千円)
合計 (うち社外役員)	10名 (3名)	186,600千円 (10,800千円)

- (注) 1. 取締役の報酬等の額には、使用人兼務取締役の使用人給与は含まれておりません。
 2. 取締役の報酬限度額は、2015年12月25日開催の第67期定時株主総会において、取締役（監査等委員であるものを除く。）は年額200,000千円以内、監査等委員である取締役は年額50,000千円以内と承認されました。当該定時株主総会終結時点の取締役の員数は、取締役（監査等委員である取締役を除く。）4名、監査等委員である取締役4名であります。
 3. 上記報酬等の額には、当事業年度に計上した役員退職慰労引当金繰入額12,680千円（取締役（監査等委員であるものを除く。）12,080千円）を含んでおります。
 4. 取締役の基本報酬は、固定報酬のみで構成されており、業績連動報酬及び非金銭報酬等はありません。

(5) 社外役員に関する事項

- ① 他の法人等の重要な兼職の状況（他の法人等の業務執行者である場合）及び当社と当該他の法人等との関係

当社役員の重要な兼職先は22頁「4. 会社役員に関する事項 (1) 取締役の状況」に記載のとおりであり、当社と当該兼職先とは特別な関係にありません。

- ② 他の法人等の社外役員としての重要な兼職の状況及び当社と当該他の法人等との関係

当社役員の重要な兼職先は22頁「4. 会社役員に関する事項 (1) 取締役の状況」に記載のとおりであり、当社と当該兼職先とは特別な関係にありません。

③ 当事業年度における主な活動状況

氏名	出席の状況	発言状況及び社外取締役に期待される役割に関して行った職務の概要
酒 谷 佳 弘 (社外取締役（監査等委員）)	取締役会100% (22回中22回) 監査等委員会100% (14回中14回)	主に公認会計士としての専門的見地から意見を述べる等、取締役会の意思決定の適正性・妥当性を確保するための助言・提言を行っております。
岡 野 秀 章 (社外取締役（監査等委員）)	取締役会100% (22回中22回) 監査等委員会100% (14回中14回)	主に公認会計士及び税理士としての専門的見地から意見を述べる等、取締役会の意思決定の適正性・妥当性を確保するための助言・提言を行っております。
渡 辺 徹 (社外取締役（監査等委員）)	取締役会100% (22回中22回) 監査等委員会100% (14回中14回)	主に弁護士としての専門的見地から意見を述べる等、取締役会の意思決定の適正性・妥当性を確保するための助言・提言を行っております。

5. 会計監査人の状況

(1) 会計監査人の名称

EY新日本有限責任監査法人

(2) 当事業年度に係る会計監査人の報酬等の額

	支 払 額
当事業年度に係る会計監査人の報酬等の額	32,500千円
当社及び子会社が会計監査人に支払うべき金銭その他の財産上の利益の合計額	32,500千円

(注) 1. 当社と会計監査人との間の監査契約において、会社法に基づく監査と金融商品取引法に基づく監査の監査報酬等の額を明確に区分しておらず、実質的にも区分できませんので、当事業年度に係る報酬等の額にはこれらの合計額を記載しております。

2. 監査等委員会は、会計監査人の監査計画の内容、会計監査の職務遂行状況及び報酬見積りの算出根拠などが適切であるかどうかについて必要な検証を行った上で、会計監査人の報酬等の額について同意の判断をいたしました。

(3) 会計監査人の解任又は不再任の決定の方針

監査等委員会は、会計監査人の職務の執行に支障がある場合等、その必要があると判断した場合は、株主総会に提出する会計監査人の解任又は不再任に関する議案の内容を決定いたします。

また、会計監査人が会社法第340条第1項各号に定める項目に該当すると認められる場合は、監査等委員全員の同意に基づき、会計監査人を解任いたします。この場合、監査等委員会が選定した監査等委員は、解任後最初に招集される株主総会において、会計監査人を解任した旨及びその理由を報告いたします。

6. 会社の支配に関する基本方針

該当事項はありません。

7. 剰余金の配当等の決定に関する基本方針

当社は、経営基盤の充実と財務体質の強化を通じて企業価値の向上を図るとともに、今後の事業拡大に備えるため必要な内部留保を確保しつつ、株主の皆様に対する積極的かつ安定的な利益還元を経営の重要な政策と位置付けており、利益の状況や将来の事業展開などを総合的に勘案しながら、安定的かつ継続的な配当を行うことを基本方針としております。

以上の基本方針に則り、年間配当金につきましては、1株当たり28円（中間配当金11.5円は実施済み、期末配当金は16.5円）としております。

なお、会社法第459条第1項の規定に基づき、取締役会の決議により剰余金の配当を行うことができる旨を定款に定めております。

~~~~~

(注) 本事業報告中に記載の金額につきましては、表示単位未満を切り捨てて表示しております。

# 連 結 貸 借 対 照 表

(2025年9月30日現在)

(単位:千円)

| 資産の部      |   | 金額         | 負債の部          |   | 金額         |
|-----------|---|------------|---------------|---|------------|
| 科目        | 目 |            | 科目            | 目 |            |
| 流動資産      |   | 12,158,913 | 流動負債          |   | 5,959,770  |
| 現金及び預金    |   | 4,729,946  | 電子記録債務        |   | 357,031    |
| 電子記録債権    |   | 389,702    | 買掛金           |   | 1,047,828  |
| 売掛金       |   | 3,280,379  | 短期借入金         |   | 1,400,000  |
| 有価証券      |   | 280,000    | 1年内返済予定の長期借入金 |   | 1,478,984  |
| 商品貯蔵品     |   | 2,236,051  | 未払法人税等        |   | 470,162    |
| 為替予約      |   | 241,198    | 契約負債          |   | 52,992     |
| その他の資産    |   | 625,622    | 賞与引当金         |   | 185,000    |
| 貸倒引当金     |   | 379,392    | その他の負債        |   | 967,771    |
|           |   | △3,379     | 固定負債          |   | 2,550,863  |
| 固定資産      |   | 4,162,344  | 長期借入金         |   | 2,193,879  |
| 有形固定資産    |   | 2,140,736  | 繰延税金負債        |   | 158,197    |
| 建物及び構築物   |   | 784,848    | 役員退職慰労引当金     |   | 161,310    |
| 土地        |   | 1,246,093  | 資産除去債務        |   | 32,746     |
| その他の資産    |   | 109,793    | その他の負債        |   | 4,730      |
| 無形固定資産    |   | 119,683    | 負債合計          |   | 8,510,633  |
| のれん       |   | 19,992     | 純資産の部         |   |            |
| その他の資産    |   | 99,690     | 株主資本          |   | 6,768,336  |
| 投資その他資産   |   | 1,901,924  | 資本            |   | 545,500    |
| 投資有価証券    |   | 1,465,115  | 資本剰余金         |   | 264,313    |
| 退職給付に係る資産 |   | 214,377    | 利益剰余金         |   | 6,039,594  |
| その他の資産    |   | 227,824    | 自己株式          |   | △81,071    |
| 貸倒引当金     |   | △5,393     | その他の包括利益累計額   |   | 650,052    |
|           |   |            | その他有価証券評価差額金  |   | 137,781    |
|           |   |            | 繰延ヘッジ損益       |   | 396,587    |
|           |   |            | 為替換算調整勘定      |   | 115,683    |
|           |   |            | 非支配株主持分       |   | 392,235    |
| 資産合計      |   | 16,321,257 | 純資産合計         |   | 7,810,624  |
|           |   |            | 負債純資産合計       |   | 16,321,257 |

(注) 記載金額は、千円未満を切り捨てて表示しております。

# 連結損益計算書

(自 2024年10月1日)  
(至 2025年9月30日)

(単位:千円)

| 科 目             |     | 金額         |
|-----------------|-----|------------|
| 売上高             | 原価  | 22,122,189 |
| 売上総利            |     | 15,058,032 |
| 販売費及び一般管理費      |     | 7,064,156  |
| 営業利益            |     | 5,594,670  |
| 営業外収益           |     | 1,469,486  |
| 受取利息            | 利息  | 20,295     |
| 受取配当金           |     | 4,144      |
| 受取手数料           |     | 8,946      |
| 不動産賃貸差          | 料入益 | 9,722      |
| 為替の差            | 他益  | 25,319     |
| 営業外費用           |     | 4,410      |
| 支出払利息           | 利息  | 38,903     |
| 資本金評価損          |     | 14,545     |
| その他の損           |     | 10,801     |
| 経常利益            |     | 64,250     |
| 特別利益            |     | 1,478,074  |
| 関係会社株式売却益       |     | 64,562     |
| 税金等調整前当期純利益     |     | 64,562     |
| 法人税、住民税及び事業税    |     | 1,542,636  |
| 法人税等調整額         |     | 602,442    |
| 当期純利益           |     | △85,325    |
| 非支配株主に帰属する当期純利益 |     | 517,116    |
| 親会社株主に帰属する当期純利益 |     | 1,025,520  |
|                 |     | 47,611     |
|                 |     | 977,908    |

(注) 記載金額は、千円未満を切り捨てて表示しております。

# 貸 借 対 照 表

(2025年9月30日現在)

(単位:千円)

| 資産の部            |                   | 負債の部           |                   |
|-----------------|-------------------|----------------|-------------------|
| 科 目             | 金額                | 科 目            | 金額                |
| <b>流動資産</b>     | <b>10,359,106</b> | <b>流動負債</b>    | <b>5,346,938</b>  |
| 現金及び預金          | 3,559,465         | 電子記録債務         | 357,031           |
| 電子記録債権          | 389,702           | 買掛金            | 914,263           |
| 売掛金             | 3,070,808         | 短期借入金          | 1,200,000         |
| 有価証券            | 280,000           | 1年内返済予定の長期借入金  | 1,424,000         |
| 商貯品             | 2,034,113         | 未払金            | 607,413           |
| 蔵品              | 240,810           | 未払費用           | 94,231            |
| 前渡品             | 20,775            | 未払法人税          | 377,374           |
| 前払費用            | 155,605           | 未払消費税          | 110,211           |
| 関係会社短期貸付金       | 30,000            | 未契約預り          | 37,693            |
| 為替予約            | 528,546           | 前受引            | 11,199            |
| その他の金           | 50,906            | 賞与引            | 20                |
| 貸倒引当金           | △1,627            | 前賞与の引当         | 150,000           |
| <b>固定資産</b>     | <b>5,710,611</b>  | <b>固定負債</b>    | <b>3,028,863</b>  |
| <b>有形固定資産</b>   | <b>2,114,212</b>  | <b>長期借入金</b>   | <b>2,080,500</b>  |
| 建物              | 781,672           | 関係会社長期借入金      | 600,000           |
| 構築物             | 1,656             | 繰延税金負債         | 149,577           |
| 工具、器具及び備品       | 84,789            | 役員退職慰労引当金      | 161,310           |
| 土地              | 1,246,093         | 資産除去看債務        | 32,746            |
| <b>無形固定資産</b>   | <b>60,656</b>     | <b>その他の</b>    | <b>4,730</b>      |
| 商標権             | 827               |                |                   |
| ソフトウエア          | 54,821            |                |                   |
| その他             | 5,007             |                |                   |
| <b>投資その他の資産</b> | <b>3,535,741</b>  | <b>負債合計</b>    | <b>8,375,802</b>  |
| 投資有価証券          | 1,465,115         | <b>純資産の部</b>   |                   |
| 関係会社株式          | 1,502,713         | <b>株主資本</b>    | <b>7,211,858</b>  |
| 出資              | 1,350             | 資本剰余金          | 545,500           |
| 関係会社出資金         | 206,101           | 資本準備金          | 264,313           |
| 破産更生債権等         | 511               | 利益準備金          | 264,313           |
| 前払年金費用          | 214,377           | 利息利益準備金        | 6,483,116         |
| 差入保証金           | 135,618           | その他利益剰余金       | 64,700            |
| その他の金           | 15,346            | 固定資産圧縮積立金      | 6,418,416         |
| 貸倒引当金           | △5,393            | 別途積立金          | 92,038            |
|                 |                   | 繰越利益剰余金        | 198,000           |
|                 |                   | 自己株式           | 6,128,378         |
|                 |                   | 評価・換算差額等       | △81,071           |
|                 |                   | その他有価証券評価差額金   | 482,057           |
|                 |                   | 繰延ヘッジ損益        | 137,781           |
|                 |                   | 純資産合計          | 344,276           |
| <b>資産合計</b>     | <b>16,069,718</b> | <b>負債純資産合計</b> | <b>16,069,718</b> |

(注) 記載金額は、千円未満を切り捨てて表示しております。

# 損益計算書

(自 2024年10月1日)  
(至 2025年9月30日)

(単位:千円)

| 科 目          |    | 金額         |
|--------------|----|------------|
| 売上原価         | 高価 | 20,493,110 |
| 売上総利         | 益  | 14,506,960 |
| 販売費及び一般管理費   |    | 5,986,149  |
| 営業外収益        |    | 4,780,530  |
|              |    | 1,205,618  |
| 受取利息         | 息  | 17,136     |
| 受取配当金        | 金  | 115,142    |
| 受取手数料        | 料  | 8,946      |
| 不動産賃貸差       | 収入 | 20,762     |
| 為替の差         | 益  | 31,021     |
|              | 他  | 2,711      |
| 営業外費用        |    | 195,721    |
| 支払利息         | 息  | 39,994     |
| その他の         |    | 10,135     |
|              |    | 50,129     |
| 経常利益         |    | 1,351,210  |
| 特別損失         |    |            |
| 関係会社株式売却損    |    | 5,841      |
| 関係会社出資金評価損   |    | 61,361     |
| 税引前当期純利益     |    | 67,202     |
| 法人税、住民税及び事業税 |    | 452,637    |
| 法人税等調整額      |    | △43,219    |
| 当期純利益        |    | 409,417    |
|              |    | 874,589    |

(注) 記載金額は、千円未満を切り捨てて表示しております。

## 連結計算書類に係る会計監査人の監査報告書

### 独立監査人の監査報告書

2025年11月17日

粧美堂株式会社

取締役会 御中

EY新日本有限責任監査法人

大阪事務所

指定有限責任社員 公認会計士 村上和久  
業務執行社員

指定有限責任社員 公認会計士 葉山良一  
業務執行社員

#### 監査意見

当監査法人は、会社法第444条第4項の規定に基づき、粧美堂株式会社の2024年10月1日から2025年9月30日までの連結会計年度の連結計算書類、すなわち、連結貸借対照表、連結損益計算書、連結株主資本等変動計算書及び連結注記表について監査を行った。

当監査法人は、上記の連結計算書類が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して、粧美堂株式会社及び連結子会社からなる企業集団の当該連結計算書類に係る期間の財産及び損益の状況を、全ての重要な点において適正に表示しているものと認め る。

#### 監査意見の根拠

当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して監査を行った。監査の基準における当監査法人の責任は、「連結計算書類の監査における監査人の責任」に記載されている。当監査法人は、我が国における職業倫理に関する規定に従って、会社及び連結子会社から独立しており、また、監査人としての他の倫理上の責任を果たしている。当監査法人は、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手したと判断している。

#### その他の記載内容

その他の記載内容は、事業報告及びその附属明細書である。経営者の責任は、その他の記載内容を作成し開示することにある。また、監査等委員会の責任は、その他の記載内容の報告プロセスの整備及び運用における取締役の職務の執行を監視することにある。

当監査法人の連結計算書類に対する監査意見の対象にはその他の記載内容は含まれておらず、当監査法人はその他の記載内容に対して意見を表明するものではない。

連結計算書類の監査における当監査法人の責任は、その他の記載内容を通読し、通読の過程において、その他の記載内容と連結計算書類又は当監査法人が監査の過程で得た知識との間に重要な相違があるかどうか検討すること、また、そのような重要な相違以外にその他の記載内容に重要な誤りの兆候があるかどうか注意を払うことにある。

当監査法人は、実施した作業に基づき、その他の記載内容に重要な誤りがあると判断した場合には、その事実を報告することが求められている。

その他の記載内容に関して、当監査法人が報告すべき事項はない。

#### 連結計算書類に対する経営者及び監査等委員会の責任

経営者の責任は、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して連結計算書類を作成し適正に表示することにある。これには、不正又は誤謬による重要な虚偽表示のない連結計算書類を作成し適正に表示するために経営者が必要と判断した内部統制を整備及び運用することが含まれる。

連結計算書類を作成するに当たり、経営者は、継続企業の前提に基づき連結計算書類を作成することが適切であるかどうかを評価し、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に基づいて継続企業に関する事項を開示する必要がある場合には当該事項を開示する責任がある。

監査等委員会の責任は、財務報告プロセスの整備及び運用における取締役の職務の執行を監視することにある。

#### 連結計算書類の監査における監査人の責任

監査人の責任は、監査人が実施した監査に基づいて、全体としての連結計算書類に不正又は誤謬による重要な虚偽表示がないかどうかについて合理的な保証を得て、監査報告書において独立の立場から連結計算書類に対する意見を表明することにある。虚偽表示は、不正又は誤謬により発生する可能性があり、個別に又は集計すると、連結計算書類の利用者の意思決定に影響を与えると合理的に見込まれる場合に、重要性があると判断される。

監査人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に従って、監査の過程を通じて、職業的専門家としての判断を行い、職業的懐疑心を保持して以下を実施する。

- ・ 不正又は誤謬による重要な虚偽表示リスクを識別し、評価する。また、重要な虚偽表示リスクに対応した監査手続を立案し、実施する。監査手続の選択及び適用は監査人の判断による。さらに、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手する。
- ・ 連結計算書類の監査の目的は、内部統制の有効性について意見表明するためのものではないが、監査人は、リスク評価の実施に際して、状況に応じた適切な監査手続を立案するため、監査に関連する内部統制を検討する。
- ・ 経営者が採用した会計方針及びその適用方法の適切性、並びに経営者によって行われた会計上の見積りの合理性及び関連する注記事項の妥当性を評価する。
- ・ 経営者が継続企業を前提として連結計算書類を作成することが適切であるかどうか、また、入手した監査証拠に基づき、継続企業の前提に重要な疑義を生じさせるような事象又は状況に関して重要な不確実性が認められるかどうか結論付ける。継続企業の前提に関する重要な不確実性が認められる場合は、監査報告書において連結計算書類の注記事項に注意を喚起すること、又は重要な不確実性に関する連結計算書類の注記事項が適切でない場合は、連結計算書類に対して除外事項付意見を表明することが求められている。監査人の結論は、監査報告書日までに入手した監査証拠に基づいているが、将来の事象や状況により、企業は継続企業として存続できなくなる可能性がある。
- ・ 連結計算書類の表示及び注記事項が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠しているかどうかとともに、関連する注記事項を含めた連結計算書類の表示、構成及び内容、並びに連結計算書類が基礎となる取引や会計事象を適正に表示しているかどうかを評価する。
- ・ 連結計算書類に対する意見表明の基礎となる、会社及び連結子会社の財務情報に関する十分かつ適切な監査証拠を入手するために、連結計算書類の監査を計画し実施する。監査人は、連結計算書類の監査に関する指揮、監督及び査閲に関して責任がある。監査人は、単独で監査意見に対して責任を負う。

監査人は、監査等委員会に対して、計画した監査の範囲とその実施時期、監査の実施過程で識別した内部統制の重要な不備を含む監査上の重要な発見事項、及び監査の基準で求められているその他の事項について報告を行う。

監査人は、監査等委員会に対して、独立性についての我が国における職業倫理に関する規定を遵守したこと、並びに監査人の独立性に影響を与えると合理的に考えられる事項、及び阻害要因を除去するための対応策を講じている場合又は阻害要因を許容可能な水準にまで軽減するためのセーフガードを適用している場合はその内容について報告を行う。

#### 利害関係

会社及び連結子会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以 上

## 会計監査人の監査報告書

### 独立監査人の監査報告書

2025年11月17日

粧美堂株式会社

取締役会 御中

EY新日本有限責任監査法人

大阪事務所

指定有限責任社員 公認会計士 村上和久  
業務執行社員

指定有限責任社員 公認会計士 葉山良一  
業務執行社員

#### 監査意見

当監査法人は、会社法第436条第2項第1号の規定に基づき、粧美堂株式会社の2024年10月1日から2025年9月30日までの第77期事業年度の計算書類、すなわち、貸借対照表、損益計算書、株主資本等変動計算書及び個別注記表並びにその附属明細書（以下「計算書類等」という。）について監査を行った。

当監査法人は、上記の計算書類等が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して、当該計算書類等に係る期間の財産及び損益の状況を、全ての重要な点において適正に表示しているものと認める。

#### 監査意見の根拠

当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して監査を行った。監査の基準における当監査法人の責任は、「計算書類等の監査における監査人の責任」に記載されている。当監査法人は、我が国における職業倫理に関する規定に従って、会社から独立しており、また、監査人としてのその他の倫理上の責任を果たしている。当監査法人は、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手したと判断している。

#### その他の記載内容

その他の記載内容は、事業報告及びその附属明細書である。経営者の責任は、その他の記載内容を作成し開示することにある。また、監査等委員会の責任は、その他の記載内容の報告プロセスの整備及び運用における取締役の職務の執行を監視することにある。

当監査法人の計算書類等に対する監査意見の対象にはその他の記載内容は含まれておらず、当監査法人はその他の記載内容に対して意見を表明するものではない。

計算書類等の監査における当監査法人の責任は、その他の記載内容を通読し、通読の過程において、その他の記載内容と計算書類等又は当監査法人が監査の過程で得た知識との間に重要な相違があるかどうか検討すること、また、そのような重要な相違以外にその他の記載内容に重要な誤りの兆候があるかどうか注意を払うことにある。

当監査法人は、実施した作業に基づき、その他の記載内容に重要な誤りがあると判断した場合には、その事実を報告することが求められている。

その他の記載内容に関して、当監査法人が報告すべき事項はない。

#### 計算書類等に対する経営者及び監査等委員会の責任

経営者の責任は、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して計算書類等を作成し適正に表示することにある。これには、不正又は誤謬による重要な虚偽表示のない計算書類等を作成し適正に表示するために経営者が必要と判断した内部統制を整備及び運用することが含まれる。

計算書類等を作成するに当たり、経営者は、継続企業の前提に基づき計算書類等を作成することが適切であるかどうかを評価し、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に基づいて継続企業に関する事項を開示する必要がある場合には当該事項を開示する責任がある。

監査等委員会の責任は、財務報告プロセスの整備及び運用における取締役の職務の執行を監視することにある。

#### 計算書類等の監査における監査人の責任

監査人の責任は、監査人が実施した監査に基づいて、全体としての計算書類等に不正又は誤謬による重要な虚偽表示がないかどうかについて合理的な保証を得て、監査報告書において独立の立場から計算書類等に対する意見を表明することにある。虚偽表示は、不正又は誤謬により発生する可能性があり、個別に又は集計すると、計算書類等の利用者の意思決定に影響を与えると合理的に見込まれる場合に、重要性があると判断される。

監査人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に従って、監査の過程を通じて、職業的専門家としての判断を行い、職業的懐疑心を保持して以下を実施する。

- ・ 不正又は誤謬による重要な虚偽表示リスクを識別し、評価する。また、重要な虚偽表示リスクに対応した監査手続を立案し、実施する。監査手続の選択及び適用は監査人の判断による。さらに、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手する。
- ・ 計算書類等の監査の目的は、内部統制の有効性について意見表明するためのものではないが、監査人は、リスク評価の実施に際して、状況に応じた適切な監査手続を立案するために、監査に関連する内部統制を検討する。
- ・ 経営者が採用した会計方針及びその適用方法の適切性、並びに経営者によって行われた会計上の見積りの合理性及び関連する注記事項の妥当性を評価する。
- ・ 経営者が継続企業を前提として計算書類等を作成することが適切であるかどうか、また、入手した監査証拠に基づき、継続企業の前提に重要な疑義を生じさせるような事象又は状況に関して重要な不確実性が認められるかどうか結論付ける。継続企業の前提に関する重要な不確実性が認められる場合は、監査報告書において計算書類等の注記事項に注意を喚起すること、又は重要な不確実性に関する計算書類等の注記事項が適切でない場合は、計算書類等に対して除外事項付意見を表明することが求められている。監査人の結論は、監査報告書日までに入手した監査証拠に基づいているが、将来の事象や状況により、企業は継続企業として存続できなくなる可能性がある。
- ・ 計算書類等の表示及び注記事項が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠しているかどうかとともに、関連する注記事項を含めた計算書類等の表示、構成及び内容、並びに計算書類等が基礎となる取引や会計事象を適正に表示しているかどうかを評価する。

監査人は、監査等委員会に対して、計画した監査の範囲とその実施時期、監査の実施過程で識別した内部統制の重要な不備を含む監査上の重要な発見事項、及び監査の基準で求められているその他の事項について報告を行う。

監査人は、監査等委員会に対して、独立性についての我が国における職業倫理に関する規定を遵守したこと、並びに監査人の独立性に影響を与えると合理的に考えられる事項、及び阻害要因を除去するための対応策を講じている場合又は阻害要因を許容可能な水準にまで軽減するためのセーフガードを適用している場合はその内容について報告を行う。

#### 利害関係

会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以上

## 監査等委員会の監査報告書

### 監 査 報 告 書

当監査等委員会は、2024年10月1日から2025年9月30日までの第77期事業年度の取締役の職務の執行について監査いたしました。その方法及び結果につき以下のとおり報告いたします。

#### 1. 監査の方法及びその内容

監査等委員会は、会社法第399条の13第1項第1号口及びハに掲げる事項に関する取締役会決議の内容並びに当該決議に基づき整備されている体制（内部統制システム）について取締役及び使用人等からその構築及び運用の状況について定期的に報告を受け、必要に応じて説明を求め、意見を表明するとともに、下記の方法で監査を実施しました。

- ① 監査等委員会が定めた監査等委員会監査等の基準に準拠し、監査の方針、職務の分担等に従い、会社の内部監査室と連携の上、重要な会議に出席し、取締役及び使用人等からその職務の執行に関する事項の報告を受け、必要に応じて説明を求め、重要な決裁書類等を閲覧し、本社及び主要な事業所において業務及び財産の状況を調査しました。また、子会社については、子会社の取締役及び監査役等と意思疎通及び情報の交換を図り、必要に応じて子会社から事業の報告を受けました。
- ② 会計監査人が独立の立場を保持し、かつ、適正な監査を実施しているかを監視及び検証するとともに、会計監査人からその職務の執行状況について報告を受け、必要に応じて説明を求めました。また、会計監査人から「職務の遂行が適正に行われることを確保するための体制」（会社計算規則第131条各号に掲げる事項）を「監査に関する品質管理基準」（企業会計審議会）等に従って整備している旨の通知を受け、必要に応じて説明を求めました。

以上の方に基づき、当該事業年度に係る事業報告及びその附属明細書、計算書類（貸借対照表、損益計算書、株主資本等変動計算書及び個別注記表）及びその附属明細書並びに連結計算書類（連結貸借対照表、連結損益計算書、連結株主資本等変動計算書及び連結注記表）について検討いたしました。

## 2. 監査の結果

### (1) 事業報告等の監査結果

- ① 事業報告及びその附属明細書は、法令及び定款に従い、会社の状況を正しく示しているものと認めます。
- ② 取締役の職務の執行に関する不正の行為又は法令もしくは定款に違反する重大な事実は認められません。
- ③ 内部統制システムに関する取締役会決議の内容は相当であり、当該内部統制システムの運用状況につき指摘すべき事項は認められません。また、当該内部統制システムに関する事業報告の記載内容及び取締役の職務の執行についても、指摘すべき事項は認められません。

### (2) 計算書類及びその附属明細書の監査結果

会計監査人EY新日本有限責任監査法人の監査の方法及び結果は相当であると認めます。

### (3) 連結計算書類の監査結果

会計監査人EY新日本有限責任監査法人の監査の方法及び結果は相当であると認めます。

2025年11月18日

粧美堂株式会社 監査等委員会

常勤監査等委員 今村 善博 印

社外監査等委員 酒谷 佳弘 印

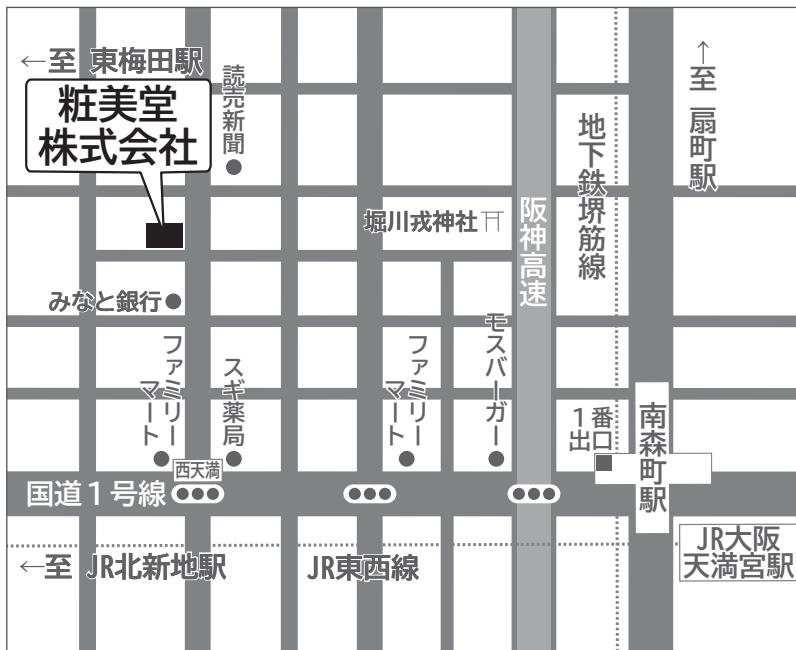
社外監査等委員 岡野 秀章 印

社外監査等委員 渡辺 徹 印

以上

## 株主総会会場ご案内図

会場 大阪府大阪市北区西天満六丁目4番18号  
粧美堂株式会社 大阪本社10階  
TEL 06-6365-7001



### 交通のご案内

<地下鉄南森町駅、JR大阪天満宮駅をご利用の場合> 徒歩約10分

1. 地下鉄南森町駅1番出口（JR大阪天満宮駅からの場合は、まず地下鉄連絡通路）を出て、国道1号線を右（西）へ
2. 高架になっている阪神高速道路をくぐり、3つ目の信号（西天満交差点）を右折
3. 3つ目の角を超えると左側に、粧美堂株式会社 大阪本社ビル

●お車でのご来場はご控えくださいようお願い申しあげます。



この冊子は、FSC®認証紙と、  
環境に優しい植物油インキを  
使用して印刷しています。

電子提供措置の開始日 2025年11月27日

第77期定時株主総会  
その他の電子提供措置事項  
(交付書面省略事項)

業務の適正を確保するための体制  
及び当該体制の運用状況  
連結株主資本等変動計算書  
連結　注記表  
株主資本等変動計算書  
個別　注記表

( 2024 年 10 月 1 日から 2025 年 9 月 30 日まで )

粧美堂株式会社

## 業務の適正を確保するための体制及び当該体制の運用状況

取締役の職務の執行が法令及び定款に適合することを確保するための会社の体制その他の会社の業務の適正を確保するための体制についての決定内容の概要及び当該体制の運用状況の概要は以下のとおりであります。

- (1)監査等委員会の職務を補助すべき取締役及び使用人に関する事項、当該取締役及び当該使用人の当社の他の取締役（監査等委員であるものを除く。）からの独立性に関する事項、並びに当該取締役及び当該使用人に対する監査等委員会の指示の実効性の確保に関する事項

（会社法第399条の13第1項第1号口、会社法施行規則第110条の4第1項第1号、第2号、第3号）

①監査等委員会の職務を補助すべき使用人について、取締役会は監査等委員会と協議の上、必要な人員を配置する。

②監査等委員会の職務を補助すべき使用人の人事異動、評価、賞罰等人事事項については、あらかじめ監査等委員会の同意を得るものとする。

- (2)当社又は子会社の取締役及び使用人が当社の監査等委員会に報告をするための体制

（会社法第399条の13第1項第1号口、会社法施行規則第110条の4第1項第4号イ・ロ）

①当社の監査等委員会は当社及び子会社の取締役会議事録等、いつでも監査に必要な資料の提供を受けることができる。

②当社の監査等委員会は、必要に応じていつでも当社の取締役及び使用人並びに子会社の取締役、監査役及び使用人から説明を受けることができる。

③当社取締役及び使用人並びに子会社の取締役、監査役及び使用人又はこれらの者から報告を受けた者は、次に定める事項の発生・決定が判明したときには速やかに当社の監査等委員会に報告する。

- a. 会社の業績に大きく悪影響を与えたもの、又はそのおそれのあるもの
- b. 会社の信用を大きく低下させたもの、又はそのおそれのあるもの
- c. 取締役の職務に関して行われた不正行為及び法令又は定款に違反する重大な事実
- d. 当社商品において重大な被害を与えたもの、又はそのおそれがあるもの
- e. 「粧美堂企業倫理規程」への違反で重大なもの
- f. 内部通報制度に基づいて通報された事実
- g. 公的機関から受けた行政処分
- h. 重要な会計方針の変更及び会計基準の制定、改廃
- i. 業績及び業績見込みの公表内容、その他重要な開示事項の内容
- j. 監査契約の変更

k. 内部統制システム、基本方針の変更

1. 上記各号に準ずるその他の事項

④当社及び子会社の取締役及び使用人は、当社の監査等委員会が報告を求めた事項については迅速かつ的確に対応する。

⑤当社の子会社の取締役を兼任する当社の取締役は、重要な事項が発生した場合には当社の監査等委員会へ報告する。

⑥当社グループの監査役連絡会を設置し、子会社の監査役が当社の監査等委員会に定期的に報告する。

(3)監査等委員会へ報告した者が当該報告をしたことを理由として不利な扱いを受けないことを確保するための体制

(会社法第399条の13第1項第1号口、会社法施行規則第110条の4第1項第5号)

当社は、監査等委員会へ報告した者が当該報告をしたことを理由として不利な扱いを受けない旨を「粧美堂企業倫理規程」において規定し、当社グループ役職員に周知徹底する。

(4)監査等委員の職務の執行（監査等委員会の職務の執行に関するものに限る。）について生ずる費用の前払又は償還の手続きその他の当該職務の執行について生ずる費用又は債務の処理に係る方針に関する事項

(会社法第399条の13第1項第1号口、会社法施行規則第110条の4第1項第6号)

監査等委員が当社に対しその職務の執行（監査等委員会の職務の執行に関するものに限る。）について生ずる費用の前払等の請求をしたときは、当社は、当該監査等委員の職務の執行に必要でないことを証明した場合を除き、速やかに当該費用を処理する。

(5)その他当社の監査等委員会の監査が実効的に行われることを確保するための体制

(会社法第399条の13第1項第1号口、会社法施行規則第110条の4第1項第7号)

①監査等委員会の過半数は社外取締役とし、独立性と透明性を図る。

②監査等委員会は、定期的に代表取締役と意見交換会を実施し、意思疎通を図り監査等委員会監査の実効性を高める。

③監査等委員会は必要に応じ適宜、取締役会と意見交換会を開催し会社の現状や課題について情報交換等を実施し、監査等委員会監査の実効性を高める。

④監査等委員会と会計監査人、内部監査人及び子会社の監査役は定期的に情報交換等を実施し、連携力を高め監査体制の充実を図る。

⑤監査等委員会が監査において、社外の専門家の活用が必要と認めた場合、監査等委員会の判断で利用できる。

- (6)当社の取締役及び使用人の職務の執行が法令及び定款に適合することを確保するための体制  
(会社法第399条の13第1項第1号ハ、会社法施行規則第110条の4第2項第4号)
- ①当社は、「粧美堂企業倫理規程」においてコンプライアンスの基本原則を設け、法令遵守等周知徹底を図る。
  - ②取締役会は、法令及び定款に照らし、取締役会規程に基づいて取締役の職務の執行を監督する。
  - ③監査等委員会は、法令及び定款に照らし、監査等委員会規程に基づいて取締役の職務の執行を監査、監督する。
  - ④取締役会は使用人の業務執行手続きの適正を確保するため、各種社内規程を制定し遵守させる。
  - ⑤取締役会は、諸法令等に適合するように社内規程が定められているかといった事項につき外部の専門家に意見を求めるこにより確認する。
  - ⑥内部監査室は、取締役及び使用人の業務執行が社内規程を遵守しているか否かの監査を行い、遵守状況の報告を代表取締役及び監査等委員会へ行うとともに、業務執行の適正のため改善指導する。
  - ⑦当社は、「公益通報者保護規程」において、社内通報制度を整備し、取締役及び使用人の不正等コンプライアンス上の問題を発見した当社の取締役及び使用人には、その旨を、取締役は監査等委員会、使用人は内部監査室長に通報させる制度を確立する。
  - ⑧市民社会の秩序や安全に脅威を与える反社会的勢力とは一切関係を持たず、反社会的勢力からの不当要求・妨害行為に対しては断固として拒絶し、警察や弁護士等の外部の専門機関と緊密に連携し、毅然とした態度で組織的に対応する体制を構築すべく「粧美堂企業倫理規程」において基本方針を定める。
- (7)取締役の職務の執行に係る情報の保存及び管理に関する体制  
(会社法第399条の13第1項第1号ハ、会社法施行規則第110条の4第2項第1号)
- 取締役の職務の執行に係る以下の文書（電磁的記録を含む。以下同じ。）その他の重要な情報を、文書管理規程等社内規程に基づき適切に保存しつつ管理する。
- ・株主総会議事録と関連資料
  - ・取締役会議事録と関連資料
  - ・取締役を決裁者とする決裁書類及び付属書類
  - ・その他取締役の職務の執行に関する重要な文書

(8)損失の危険の管理に関する規程その他の体制

(会社法第399条の13第1項第1号ハ、会社法施行規則第110条の4第2項第2号)

- ①企業経営の継続性に支障を与える危機に対処するために各種社内規程を定めることにより損失発生の回避・軽減に努める。
- ②危機発生が現実になった場合及び発生のおそれがある場合、必要に応じて顧問弁護士等を中心に社外の専門家を動員して、損失の拡大を防止し最小限にとどめる。

③リスクマネジメント・コンプライアンス委員会

当社におけるリスクマネジメントを推進する委員会として、企業活動に関する様々なリスクを統括管理するための組織である取締役会直轄のリスクマネジメント・コンプライアンス委員会を設置し、併せて「リスク管理規程」に準拠し、リスク管理を徹底する。具体的には、リスクに対する意識の向上とリスク情報を抽出することにより、予防対策の実行及び実行状況を確認するとともに、発生事案に関する情報の把握、分析、再発防止策等により、当社グループ全体への影響を極小化するための対策をとる。

不測の事態の発生時にも高品質の商品やサービスを安定的に供給するための対策を検討する。これらの中で重要な事項は、取締役会に報告し、対応を協議するとともに、当社グループ全体への周知徹底を行い、危機管理体制の強化を図る。

(9)取締役の職務の執行が効率的に行われることを確保するための体制

(会社法第399条の13第1項第1号ハ、会社法施行規則第110条の4第2項第3号)

- ①取締役会は毎月定期的あるいは必要に応じ臨時に開催し、取締役会規程に基づき適正な運営を図るとともに、法令で定められた事項や経営上の重要な意思決定、各取締役及び執行役員の職務執行状況の監督を行う。
- ②代表取締役の監督の下、取締役会に諮る重要な事項について事前に充分な審議が行われるよう、取締役（会長及び監査等委員であるものを除く。）、常勤の監査等委員を構成員とする経営会議を定期的に開催する。
- ③取締役（監査等委員であるものを除く。）は取締役会において委嘱された職務分掌について、法令、定款・取締役会規程等社内規程に準拠し、業務の執行を行う。
- ④執行役員制度の活用により、経営上の意思決定・監督機能と業務執行機能との分離による迅速かつ効率的な経営を推進する。

- (10)当社及び子会社から成る企業集団における業務の適正を確保するための体制  
(会社法第399条の13第1項第1号ハ、会社法施行規則第110条の4第2項第5号イ・ロ・ハ・ニ)
- ①当社の子会社の取締役の職務の執行に係る事項の当社への報告に関する体制
- i ) 子会社に関する重要事項については、関係会社管理規程において当社の事前承認を受けるべき事項又は当社に報告をすべき事項を定める。
- ii ) 当社子会社の取締役を兼任する当社の取締役が、グループ全体の観点から監督を行い、必要に応じて、当社の取締役会において、子会社の取締役の職務の執行状況の報告を行う。
- ②当社の子会社の損失の危険に関する規程その他の体制
- 当社のリスクマネジメント・コンプライアンス委員会において、当社グループ全体のリスク分析、評価、対応策の協議を実施し、また子会社においても当社と同様のリスク管理規程を運用することにより、リスク管理を徹底する。
- ③当社の子会社の取締役の職務の執行が効率的に行われることを確保するための体制
- i ) 子会社において、当社取締役と兼任している取締役も出席の下で、取締役会は毎月定期的あるいは必要に応じ臨時に開催し、取締役会規程に基づき適正な運営を図るとともに、法令で定められた事項や経営上の重要な意思決定、各取締役及び執行役員の業務執行状況の監督を行う。
- ii ) 当社の子会社の取締役は委嘱された職務分掌について、法令、定款・取締役会規程等社内規程に準拠し、業務の執行を行う。
- iii ) 当社の予算と実績の対比は、当社グループ連結で業績管理を行う。
- ④当社の子会社の取締役及び使用人の職務の執行が法令及び定款に適合することを確保するための体制
- i ) 「粧美堂企業倫理規程」により、当社グループ子会社についても同規程を準用し、コンプライアンスの基本原則を設け、法令遵守等周知徹底を図る。
- ii ) 子会社の業務執行状況については、定期的に当社の内部監査部門が内部監査を実施する。
- iii ) 当社グループ会社間取引については、法令・会計原則・税法その他の社会規範に照らし適切となるよう管理する。
- iv ) 「粧美堂企業倫理規程」により、コンプライアンス上の問題を発見した当社の子会社の取締役及び使用人には、その旨を、子会社の取締役は当社監査等委員会に、子会社の使用人は当社内部監査室に報告させる制度を確立する。
- v ) 市民社会の秩序や安全に脅威を与える反社会的勢力とは一切関係を持たず、反社会的勢力からの不当要求・妨害行為に対しても断固として拒絶し、警察や弁護士等の外部の専門機関と緊密に連携し、毅然とした態度で組織的に対応する体制を構築すべく「粧美堂企業倫理規程」において基本方針を定め、当社子

会社についても規程を準用する。

(11)財務報告の信頼性を確保するための体制

財務報告の信頼性確保及び金融商品取引法第24条の4の4に規定される内部統制報告書の有効かつ適切な提出のため、「財務報告に係る内部統制基本方針」を制定するとともに、内部統制の有効性を判断し、内部統制報告書を作成する。また、内部統制が適正に機能することの継続的評価、必要な是正を行い、併せて金融商品取引法及びその他関係法令等との適合性を確保する。

(12)業務の適正を確保するための会社の体制の運用状況の概要

①取締役の職務執行の効率性の確保について

当事業年度において、取締役会を22回開催し、各議案についての審議、業務執行の状況等の監督を行っている。また、執行役員制度を導入し意思決定の迅速化・効率化を図っている。

②コンプライアンス体制について

当社グループの役員・従業員に対し必要なコンプライアンスについて、社内研修での教育や会議体での説明を行い、法令や定款を遵守するための取り組みを継続的に行っている。また、「公益通報者保護規程」に基づき通報又は相談窓口の設置を行い、従業員全員に周知している。

③リスクマネジメント体制について

リスクマネジメント・コンプライアンス委員会において、「リスク管理規程」に基づきリスクの検討・抽出を行い、必要に応じて担当取締役が関係部署に指示を行っている。担当取締役は実施状況を確認し、隨時リスクマネジメント・コンプライアンス委員会へ報告している。

④業務の適正の確保について

当社グループの事業の報告については定期的に当社取締役会で報告がなされ、課題や問題点については適宜関係部署に指示が出ている。また、業務の適正を確保するため内部監査室が「内部監査計画」に基づき監査を実施しており、内部監査結果は、代表取締役及び常勤監査等委員に報告されている。また、改善が必要な場合には指摘を行っている。

⑤監査等委員会の監査の実効性の確保について

監査等委員は、取締役会、経営会議、リスクマネジメント・コンプライアンス委員会等の重要な会議に出席している。また、業務執行に関する重要な文書を閲覧し、必要に応じて当社取締役及び使用人に説明を求めている。定例の監査等委員会を開催している他、会計監査人及び当社内部監査室との情報交換や、当社代表取締役と定期的な面談を行っている。

# 連結株主資本等変動計算書

(自 2024年10月1日)  
(至 2025年9月30日)

(単位:千円)

|                     | 株 主 資 本 |         |           |         |           |
|---------------------|---------|---------|-----------|---------|-----------|
|                     | 資本金     | 資本剰余金   | 利益剰余金     | 自己株式    | 株主資本合計    |
| 当期首残高               | 545,500 | 264,313 | 5,372,114 | △81,071 | 6,100,856 |
| 当期変動額               |         |         |           |         |           |
| 剩余金の配当              |         |         | △310,428  |         | △310,428  |
| 親会社株主に帰属する当期純利益     |         |         | 977,908   |         | 977,908   |
| 連結子会社株式の取得による持分の増減  |         |         |           |         | —         |
| 株主資本以外の項目の当期変動額(純額) |         |         |           |         |           |
| 当期変動額合計             | —       | —       | 667,480   | —       | 667,480   |
| 当期末残高               | 545,500 | 264,313 | 6,039,594 | △81,071 | 6,768,336 |

|                     | その他の包括利益累計額  |         |          |               |         | 非支配株主持分   | 純資産合計     |
|---------------------|--------------|---------|----------|---------------|---------|-----------|-----------|
|                     | その他有価証券評価差額金 | 繰延ヘッジ損益 | 為替換算調整勘定 | その他の包括利益累計額合計 |         |           |           |
| 当期首残高               | 87,996       | 249,761 | 136,904  | 474,662       | —       | —         | 6,575,518 |
| 当期変動額               |              |         |          |               |         |           |           |
| 剩余金の配当              |              |         |          |               |         |           | △310,428  |
| 親会社株主に帰属する当期純利益     |              |         |          |               |         |           | 977,908   |
| 連結子会社株式の取得による持分の増減  |              |         |          |               | 344,624 | 344,624   |           |
| 株主資本以外の項目の当期変動額(純額) | 49,784       | 146,826 | △21,221  | 175,390       | 47,611  | 223,001   |           |
| 当期変動額合計             | 49,784       | 146,826 | △21,221  | 175,390       | 392,235 | 1,235,105 |           |
| 当期末残高               | 137,781      | 396,587 | 115,683  | 650,052       | 392,235 | 7,810,624 |           |

(注) 記載金額は、千円未満を切り捨てて表示しております。

## 連結注記表

### 1. 連結計算書類作成のための基本となる重要な事項に関する注記

#### (1) 連結の範囲に関する事項

すべての子会社を連結しております。

##### ① 連結子会社の数

5社

##### ② 主要な連結子会社の名称

株式会社ピコモンテ・ジャパン

S H O - B I L a b o 株式会社

粧美堂日用品（上海）有限公司

（注）当社は2025年1月10日付で、株式会社ピコモンテ・ジャパンの株式の52%を取得して連結子会社といたします。また、2025年6月30日付で、連結子会社であるピューティードア株式会社の全株式を譲渡し連結の範囲から除外しております。

#### (2) 連結子会社の事業年度等に関する事項

連結子会社のうち、粧美堂日用品（上海）有限公司の決算日は、12月31日であります。

連結計算書類の作成にあたっては、同社の6月30日現在で実施した仮決算に基づく財務諸表を使用しております。ただし、7月1日から連結決算日9月30日までの期間に発生した重要な取引については、連結上必要な調整を行っております。

#### (3) 会計方針に関する事項

##### ① 重要な資産の評価基準及び評価方法

###### イ. 満期保有目的の債券

償却原価法（定額法）

###### ロ. 有価証券

その他有価証券

・市場価格のない株式等

時価法

以外のもの

（評価差額は、全部純資産直入法により処理し、  
売却原価は移動平均法により算定）

・市場価格のない株式等

移動平均法による原価法

###### ハ. デリバティブ

時価法

## 二. 棚卸資産

通常の販売目的で保有する棚卸資産

評価基準は原価法（収益性の低下による簿価切下げの方法）を採用しております。

- |            |            |
|------------|------------|
| ・商品・製品・原材料 | 主として月別総平均法 |
| ・貯蔵品       | 最終仕入原価法    |

### ② 重要な減価償却資産の減価償却の方法

#### イ. 有形固定資産（リース資産を除く）

当社及び国内連結子会社は、定率法を採用しております。ただし、1998年4月1日以降に取得した建物（建物附属設備は除く）並びに2016年4月1日以降に取得した建物附属設備及び構築物については、定額法を採用しております。

なお、在外連結子会社は、定額法を採用しております。

主な耐用年数は次のとおりであります。

- |               |        |
|---------------|--------|
| 建物及び構築物       | 6年～47年 |
| 定額法を採用しております。 |        |

なお、自社利用のソフトウェアについては、社内における利用可能期間（5年）に基づく定額法を採用しております。

所有権移転外ファイナンス・リース取引に係るリース資産については、リース期間を耐用年数とし、残存価額を零とする定額法を採用しております。

### ③ 重要な引当金の計上基準

#### イ. 貸倒引当金

債権の貸倒れによる損失に備えるため、一般債権については貸倒実績率により、貸倒懸念債権等特定の債権については個別に回収可能性を検討し、回収不能見込額を計上しております。

当社及び国内連結子会社は、従業員に対する賞与の支給に備えるため、当連結会計年度に負担すべき支給見込額を計上しております。

当社は、役員の退職慰労金の支出に備えるため、役員退職慰労金規程に基づく当連結会計年度末要支給額を計上しております。

#### ロ. 賞与引当金

#### ハ. 役員退職慰労引当金

#### ④ 退職給付に係る会計処理の方法

- |                       |                                                                       |
|-----------------------|-----------------------------------------------------------------------|
| イ. 退職給付見込額の期間<br>帰属方法 | 当社は、退職給付債務の算定にあたり、退職給付見込額を当連結会計年度末までの期間に帰属させる方法については、給付算定式基準によっております。 |
| ロ. 数理計算上の差異の費用処理方法    | 当社は、数理計算上の差異については、発生年度に一括費用処理することとしております。                             |

#### ⑤ 重要な収益及び費用の計上基準

当社グループの顧客との契約から生じる収益に関する主要な事業における主な履行義務の内容及び当該履行義務を充足する通常の時点（収益を認識する通常の時点）は以下のとおりであります。

当社グループでは主として、化粧品、化粧雑貨、服飾雑貨、キャラクター雑貨及びコンタクトレンズ関連等の商品の販売並びに製品の製造及び販売を行っており、顧客との契約に基づいて商品及び製品を引き渡す履行義務を負っております。原則として、商品及び製品の納入時点において支配が顧客に移転して履行義務が充足されると判断しておりますが、国内の販売においては、出荷時から当該商品及び製品の支配が顧客に移転される時までの期間が通常の期間であることから、出荷時点で収益を認識しております。

収益は顧客との契約において約束された対価から、値引き、リベート及び返品等を控除した金額で測定しており、顧客に返金すると見込んでいる対価を返金負債として計上しております。当該返金負債の見積りにあたっては、契約条件や過去の実績などに基づく最頻値法を用いております。

取引の対価は履行義務を充足してから1年以内に受領しており、重要な金融要素は含まれておりません。

#### ⑥ 重要な外貨建の資産又は負債の本邦通貨への換算の基準

外貨建金銭債権債務は、連結決算日の直物為替相場により円貨に換算し、換算差額は損益として処理しております。なお、在外連結子会社の資産及び負債は、連結決算日の直物為替相場により円貨に換算し、収益及び費用は期中平均相場により円貨に換算し、換算差額は純資産の部における為替換算調整勘定に含めております。

|                |                                                                                      |
|----------------|--------------------------------------------------------------------------------------|
| ⑦ 重要なヘッジ会計の方法  |                                                                                      |
| イ. ヘッジ会計の方法    | 繰延ヘッジ処理を採用しております。                                                                    |
| ロ. ヘッジ手段とヘッジ対象 | ヘッジ手段…為替予約取引<br>ヘッジ対象…外貨建金銭債権債務及び外貨建予定取引                                             |
| ハ. ヘッジ方針       | 外貨建取引の為替相場の変動リスクを回避する目的で為替予約取引を行っております。                                              |
| 二. ヘッジの有効性の評価  | ヘッジ対象とヘッジ手段に関する重要な条件が同一であり、かつヘッジ開始時及びその後も継続して相場変動を完全に相殺するものと想定できるため、有効性の評価を省略しております。 |

#### ⑧ のれんの償却方法及び償却期間

のれんの償却については、その効果の発現する期間にわたって均等償却を行っております。

### 2. 表示方法の変更に関する注記

#### (連結貸借対照表)

前連結会計年度において、「流動資産」の「受取手形」に含めておりました「電子記録債権」は、受取手形の残高がないため、当連結会計年度より独立掲記することとしております。また、「流動負債」の「支払手形及び買掛金」に含めておりました「電子記録債務」は明瞭性を高める観点から、当連結会計年度より独立掲記することとしております。

### 3. 会計上の見積りに関する注記

#### (商品の評価)

##### (1) 当連結会計年度の連結計算書類に計上した金額

|       |             |
|-------|-------------|
| 商品    | 2,236,051千円 |
| 商品評価損 | 14,965千円    |

(2) 識別した項目に係る重要な会計上の見積りの内容に関する情報

商品の評価基準及び評価方法については、主として月別総平均法による原価法（収益性の低下による簿価切下げの方法）を採用しております。商品の保有状況から、滞留が生じている商品については販売促進等を検討するとともに、評価方針に従って簿価切下げを行っておりますが、当該評価方針には将来の販売見込み及び処分見込みといった経営者による仮定を含んでおります。

なお、当社グループが取り扱っている商品は消費者の嗜好の変化や様々な要因から、トレンドが急速に変化する可能性があるため、販売見込み及び処分見込みといった見積りの仮定の見直しが必要となった場合には、翌期の連結計算書類に重要な影響を及ぼす可能性があります。

4. 連結貸借対照表に関する注記

資産から直接控除した減価償却累計額

|        |             |
|--------|-------------|
| 有形固定資産 | 1,574,692千円 |
|--------|-------------|

5. 連結株主資本等変動計算書に関する注記

(1) 発行済株式総数に関する事項

| 株式の種類 | 当連結会計年度期首<br>株式数(株) | 当連結会計年度<br>増加株式数(株) | 当連結会計年度<br>減少株式数(株) | 当連結会計年度末<br>株式数(株) |
|-------|---------------------|---------------------|---------------------|--------------------|
| 普通株式  | 13,410,000          | —                   | —                   | 13,410,000         |

(2) 剰余金の配当に関する事項

① 配当金支払額

| 決議                  | 株式の<br>種類 | 配当金の総額<br>(千円) | 1株当たり<br>配当額(円) | 基準日        | 効力発生日      |
|---------------------|-----------|----------------|-----------------|------------|------------|
| 2024年11月12日<br>取締役会 | 普通株式      | 158,517        | 12.00           | 2024年9月30日 | 2024年12月5日 |
| 2025年5月23日<br>取締役会  | 普通株式      | 151,911        | 11.50           | 2025年3月31日 | 2025年6月6日  |

② 基準日が当連結会計年度に属する配当のうち、配当の効力発生日が翌連結会計年度となるもの

| 決議                  | 株式の<br>種類 | 配当の原資 | 配当金の総額<br>(千円) | 1株当たり<br>配当額(円) | 基準日        | 効力発生日      |
|---------------------|-----------|-------|----------------|-----------------|------------|------------|
| 2025年11月18日<br>取締役会 | 普通株式      | 利益剰余金 | 217,961        | 16.50           | 2025年9月30日 | 2025年12月5日 |

## 6. 金融商品に関する注記

### (1) 金融商品の状況に関する事項

#### ① 金融商品に対する取組方針

当社グループは、資金運用については安全性の高い金融資産で余資運用を行い、主に短期的な預金等に限定し、銀行等金融機関からの借入により資金を調達しております。

当社グループは業務を遂行する上で、輸入仕入商品の代金決済の一部に充てるため為替予約取引をデリバティブ取引管理規程に基づき行っており、投機的な目的でデリバティブ取引は行わない方針であります。

#### ② 金融商品の内容及びリスク

外貨預金は、為替の変動リスクに晒されております。

営業債権である電子記録債権及び売掛金は、顧客の信用リスクに晒されております。なお、外貨建営業債権は、市場価格（為替）の変動によるリスクを有しております。

有価証券及び投資有価証券は、主に債券及び取引先企業の株式等であり、市場価格の変動リスク等に晒されております。

営業債務である電子記録債務及び買掛金は、すべてが4ヶ月以内の支払期日であります。なお、外貨建営業債務は、市場価格（為替）の変動によるリスクを有しております。

借入金は、主に運転資金として必要な資金の調達を目的としたものであります。

デリバティブ取引は、市場リスク及び信用リスク等を内包しております。市場リスクは取引対象物の将来の市場価格（為替）の変動によるリスクを有しております。信用リスクは相手方の倒産等により当初の契約どおりに取引が履行できなくなった場合に損失を被る可能性があります。

#### ③ 金融商品に係るリスク管理体制

当社グループは、外貨預金については、定期的に為替相場を把握し、為替変動リスクを管理しております。

営業債権については、期日管理をはじめとして与信管理規程に沿ってリスク低減を図っております。なお、外貨建営業債権については、外貨建営業債務の範囲内にあります。

有価証券及び投資有価証券については、余資運用基準に基づき四半期ごとに時価や発行体の財務状況等の把握を行っております。

外貨建営業債務の一部については、為替予約を利用し為替リスクをヘッジしております。

デリバティブ取引の執行・管理については、デリバティブ取引管理規程に従い、管理本部が決裁責任者の承認を得て行っております。また、デリバティブ取引の契約先は、いずれも信用度の高い金融機関に限定しており、相手方の契約不履行による、いわゆる信用リスクは殆どないと判断しております。

資金調達に係る流動性リスクについて、各部署からの報告に基づき管理本部が資金繰計画を毎月作成・更新するとともに、手許流動性を売上高の1ヶ月相當に維持すること等により、流動性リスクを管理しております。

## (2) 金融商品の時価等に関する事項

2025年9月30日における連結貸借対照表計上額、時価及びこれらの差額については、次のとおりであります。

|                  | 連結貸借対照表<br>計上額（千円） | 時価（千円）    | 差額（千円） |
|------------------|--------------------|-----------|--------|
| 有価証券及び投資有価証券     |                    |           |        |
| ①満期保有目的の債券       | 194,605            | 197,887   | 3,282  |
| ②その他の有価証券        | 1,550,400          | 1,550,400 | —      |
| 資産計              | 1,745,005          | 1,748,287 | 3,282  |
| 長期借入金（1年以内返済を含む） | 3,672,863          | 3,675,025 | 2,162  |
| 負債計              | 3,672,863          | 3,675,025 | 2,162  |
| デリバティブ取引（※3）     | 643,275            | 643,275   | —      |

（※1）「現金及び預金」「電子記録債権」「売掛金」「電子記録債務」「買掛金」「短期借入金」については、現金であること、及び短期間で決済されるため時価が帳簿価額に近似することから、記載を省略しております。

（※2）市場価格のない株式等は、「有価証券及び投資有価証券」には含まれておりません。当該金融商品の連結貸借対照表計上額は以下のとおりであります。

| 区分    | 連結貸借対照表計上額（千円） |
|-------|----------------|
| 非上場株式 | 110            |

（※3）デリバティブ取引によって生じた正味の債権債務は純額で表示しております。

(3) 金融商品の時価のレベルごとの内訳等に関する事項

金融商品の時価を、時価の算定に係るインプットの観察可能性及び重要性に応じて、以下の3つのレベルに分類しております。

レベル1の時価：観察可能な時価の算定に係るインプットのうち、活発な市場において形成される当該時価の算定の対象となる資産又は負債に関する相場価格により算定した時価

レベル2の時価：観察可能な時価の算定に係るインプットのうち、レベル1のインプット以外の時価の算定に係るインプットを用いて算定した時価

レベル3の時価：観察できない時価の算定に係るインプットを使用して算定した時価

時価の算定に重要な影響を与えるインプットを複数使用している場合には、それらのインプットがそれぞれ属するレベルのうち、時価の算定における優先順位が最も低いレベルに時価を分類しております。

① 時価で連結貸借対照表に計上している金融商品

当連結会計年度（2025年9月30日）

| 区分           | 時価（千円）  |           |      |           |
|--------------|---------|-----------|------|-----------|
|              | レベル1    | レベル2      | レベル3 | 合計        |
| 有価証券及び投資有価証券 |         |           |      |           |
| その他有価証券      |         |           |      |           |
| 株式           | 272,220 | —         | —    | 272,220   |
| 債券           | —       | 1,278,180 | —    | 1,278,180 |
| デリバティブ取引     |         |           |      |           |
| 通貨関連         | —       | 647,343   | —    | 647,343   |
| 資産計          | 272,220 | 1,925,523 | —    | 2,197,743 |
| デリバティブ取引     |         |           |      |           |
| 通貨関連         | —       | 4,068     | —    | 4,068     |
| 負債計          | —       | 4,068     | —    | 4,068     |

② 時価で連結貸借対照表に計上している金融商品以外の金融商品  
当連結会計年度（2025年9月30日）

| 区分                        | 時価（千円） |           |      |           |
|---------------------------|--------|-----------|------|-----------|
|                           | レベル1   | レベル2      | レベル3 | 合計        |
| 有価証券及び投資有価証券<br>満期保有目的の債券 | —      | 197,887   | —    | 197,887   |
| 資産計                       | —      | 197,887   | —    | 197,887   |
| 長期借入金<br>（1年以内返済を含む）      | —      | 3,675,025 | —    | 3,675,025 |
| 負債計                       | —      | 3,675,025 | —    | 3,675,025 |

(注) 時価の算定に用いた評価技法及び時価の算定に係るインプットの説明  
有価証券及び投資有価証券

上場株式については、相場価格を用いて評価しております。上場株式は活発な市場で取引されているため、その時価をレベル1の時価に分類しております。債券については、取引金融機関等から提示された価格によっており、レベル2の時価に分類しております。

デリバティブ取引

為替予約及び通貨オプションについては、取引金融機関等から提示された価格によっており、レベル2の時価に分類しております。

長期借入金（1年以内返済を含む）

長期借入金のうち、変動金利によるものは、金利が一定期間ごとに更改される条件となっているため、時価は帳簿価額に近似していると言えることから、当該帳簿価額によっております。固定金利によるものは、元利金の合計額と、当該債務の残存期間及び信用リスクを加味した利率を基に、割引現在価値法によって算定しており、レベル2の時価に分類しております。

## デリバティブ取引

### (1) ヘッジ会計が適用されていないもの

ヘッジ会計が適用されていないデリバティブ取引について、取引の対象物の種類ごとの連結決算日における契約額又は契約において定められた元本相当額等は、次のとおりであります。

#### ① 通貨関連

| 区分        | デリバティブ取引の種類等             | 契約額等(千円)  | 契約額等のうち1年超(千円) | 時価(千円)        | 評価損益(千円) |
|-----------|--------------------------|-----------|----------------|---------------|----------|
| 市場取引以外の取引 | 通貨オプション取引<br>売建<br>米ドル   | 1,080,000 | 800,000        | 6,397<br>(※)  | 6,397    |
|           | 通貨オプション取引<br>買建<br>韓国ウォン | 177,894   | —              | 11,256<br>(※) | 11,256   |
|           | 為替予約取引<br>買建<br>米ドル      | 399,489   | —              | 46,995<br>(※) | 46,995   |
| 合計        |                          | 1,657,383 | 800,000        | 64,648<br>(※) | 64,648   |

(※) 時価の算定方法は、取引先金融機関から提示された価格等によっております。

#### ② 金利関連

該当事項はありません。

### (2) ヘッジ会計が適用されているもの

ヘッジ会計が適用されているデリバティブ取引について、ヘッジ会計の方法ごとの連結決算日における契約額又は契約において定められた元本相当額等は、次のとおりであります。

#### ① 通貨関連

| ヘッジ会計の方法 | デリバティブ取引の種類等        | 主なヘッジ対象 | 契約額等(千円)  | 契約額等のうち1年超(千円) | 時価(千円)         |
|----------|---------------------|---------|-----------|----------------|----------------|
| 原則的処理    | 為替予約取引<br>買建<br>米ドル | 外貨建予定取引 | 7,745,217 | 3,802,410      | 578,627<br>(※) |

(※) 時価の算定方法は、取引先金融機関から提示された価格等によっております。

#### ② 金利関連

該当事項はありません。

## 7. 収益認識に関する注記

### (1) 顧客との契約から生じる収益を分解した情報

(単位：千円)

|               | 当連結会計年度<br>(自 2024年10月1日<br>至 2025年9月30日) |
|---------------|-------------------------------------------|
| 化粧品           | 8,850,388                                 |
| 化粧雑貨          | 6,976,972                                 |
| コンタクトレンズ関連    | 2,244,395                                 |
| 服飾雑貨          | 2,792,328                                 |
| その他           | 1,258,104                                 |
| 顧客との契約から生じる収益 | 22,122,189                                |
| 他の収益          | —                                         |
| 外部顧客への売上高     | 22,122,189                                |

### (2) 顧客との契約から生じる収益を理解するための基礎となる情報

顧客との契約から生じる収益を理解するための基礎となる情報は、「1. 連結計算書類作成のための基本となる重要な事項に関する注記 (3) 会計方針に関する事項 ⑤ 重要な収益及び費用の計上基準」に記載のとおりであります。

### (3) 当連結会計年度及び翌連結会計年度以降の収益の金額を理解するための情報

#### ① 契約負債の残高等

当社及び連結子会社の契約負債については、残高に重要性が乏しく、重要な変動も発生していないため、記載を省略しております。また、過去の期間に充足（又は部分的に充足）した履行義務から、当連結会計年度に認識した収益の額はありません。

② 残存履行義務に配分した取引価格

当社及び連結子会社では、残存履行義務に配分した取引価格については、当初に予想される契約期間が1年を超える重要な契約が無いため、実務上の便法を適用し、記載を省略しております。また、顧客との契約から生じる対価の中に、取引価格に含まれていない重要な金額はありません。

8. 1株当たり情報に関する注記

- |                |         |
|----------------|---------|
| (1) 1株当たり純資産額  | 561円58銭 |
| (2) 1株当たり当期純利益 | 74円03銭  |

9. 企業結合に関する注記

(取得による企業結合)

当社は、2024年12月20日開催の取締役会において、株式会社ピコモンテ・ジャパン（以下「ピコモンテ社」）の株式を取得して子会社化することを決議しました。また、2025年1月10日付で株式を取得したことにより子会社化しました。

（1）企業結合の概要

① 被取得企業の名称及びその事業内容

被取得企業の名称 株式会社ピコモンテ・ジャパン

事業の内容 化粧品OEM・ODM、化粧品輸入代行、  
化粧品自社商品販売、化粧品容器販売

② 企業結合を行った主な理由

ピコモンテ社は2013年9月に化粧品・医薬部外品などの輸入代行業務を行う企業として設立され、現在は化粧品のOEM製造受託業務を主体に、化粧品輸入代行、化粧品容器の製造受託も手掛けています。

ピコモンテ社とは、当社の化粧品の開発を共に進めることで取引関係を深めてきました。当社のモノづくりをよく把握しており、製造販売業、輸入代行業の豊富な経験とノウハウを持ち合わせているピコモンテ社が当社グループに加わることで、化粧品の企画、調達面の強化、加えて他カテゴリーでのノウハウの拡大により当社商品の付加価値向上に寄与していくものと考えております。

③ 企業結合日

2025年1月10日（みなし取得日2025年1月1日）

- ④ 企業結合の法的形式  
株式取得
- ⑤ 結合後企業の名称  
変更はありません。
- ⑥ 取得した議決権比率  
52%
- ⑦ 取得企業を決定するに至った主な根拠  
当社が現金を対価として株式を取得したためであります。

- (2) 連結計算書類に含まれている被取得企業の業績の期間  
2025年1月1日から2025年9月30日まで

- (3) 被取得企業の取得原価及び対価の種類ごとの内訳
- |       |    |            |
|-------|----|------------|
| 取得の対価 | 現金 | 400,000 千円 |
| 取得原価  |    | 400,000 千円 |

- (4) 主要な取得関連費用の内容及び金額  
デューデリジェンス費用等 5,700千円

- (5) 発生したのれんの金額、発生原因、償却方法及び償却期間
- ① 発生したのれんの金額  
26,656千円
- ② 発生原因  
今後の事業展開により期待される超過収益力から発生したものであります。
- ③ 債却方法及び償却期間  
3年間にわたる均等償却

(6) 企業結合日に受け入れた資産及び引き受けた負債の額並びにその主な内訳

|      |              |
|------|--------------|
| 流动資産 | 1,502,244 千円 |
| 固定資産 | 46,784 千円    |
| 資産合計 | 1,549,028 千円 |
| 流动負債 | 720,418 千円   |
| 固定負債 | 110,643 千円   |
| 負債合計 | 831,061 千円   |

(7) 企業結合が連結会計年度の開始の日に完了したと仮定した場合の当連結会計年度の連結損益計算書に及ぼす影響の概算額及びその算定方法

当連結会計年度における概算額の算定が困難であるため、記載しておりません。

(事業分離)

子会社株式の譲渡

当社は、2025年6月17日開催の取締役会決議に基づき、同日付で連結子会社であるビューティードア株式会社（以下「BD」）の全株式を株式会社B I S C Oに譲渡する旨の株式譲渡契約書を締結し、2025年6月30日に株式譲渡を行いました。これに伴い、BDは当社の連結子会社から除外しております。

(1) 事業分離の概要

① 分離先企業の名称

株式会社B I S C O

② 分離した事業の内容

主に化粧品・医薬部外品の受託製造

③ 事業分離を行った主な理由

当社は化粧品・医薬部外品の製造設備、製造ノウハウを取得する事を目的に2020年10月にBDを連結子会社化しましたが、想定したシナジーの成果を十分には得られないと判断し、同社の全株式を譲渡いたしました。

本件譲渡により、経営資源の選択と集中を図ることで、当社グループの経営基盤強化を行い、企業価値を更に高められるものと考えております。

④ 事業分離日

2025年6月30日

⑤ 法的形式を含むその他取引の概要に関する事項

受取対価を現金等の財産のみとする株式譲渡

(2) 実施した会計処理の概要

① 移転損益の金額

64,562千円

② 移転した事業に係る資産及び負債の適正な帳簿価額並びにその主な内訳

|      |           |
|------|-----------|
| 流動資産 | 212,466千円 |
| 固定資産 | 194,982千円 |
| 資産合計 | 407,448千円 |
| 流動負債 | 103,681千円 |
| 固定負債 | 39,752千円  |
| 負債合計 | 143,433千円 |

③ 会計処理

当該譲渡株式の連結上の帳簿価額と売却価額との差額を「関係会社株式売却益」として特別利益に計上しております。

(3) 分離した事業が含まれていた報告セグメント

当社グループの事業セグメントは、単一セグメントであるため、該当事項はありません。

(4) 当連結会計年度の連結損益計算書に計上されている分離した事業に係る損益の概算額

売上高 434,801千円

営業利益 6,947千円

10. 重要な後発事象に関する注記

該当事項はありません。

# 株主資本等変動計算書

(自 2024年10月1日)  
(至 2025年9月30日)

(単位:千円)

| 資本金                 | 株 主 資 本   |         |           |           |        |         |           |           |
|---------------------|-----------|---------|-----------|-----------|--------|---------|-----------|-----------|
|                     | 資 本 剰 余 金 |         | 利 益 剰 余 金 |           |        |         |           |           |
|                     | 資本準備金     | 資本剩余金合計 | 利益準備金     | その他の利益剰余金 |        |         | 利益剩余金合計   |           |
| 当期首残高               | 545,500   | 264,313 | 264,313   | 64,700    | 93,248 | 198,000 | 5,563,007 | 5,918,955 |
| 当期変動額               |           |         |           |           |        |         |           |           |
| 剰余金の配当              |           |         |           |           |        |         | △310,428  | △310,428  |
| 固定資産圧縮積立金の取崩        |           |         |           |           | △1,209 |         | 1,209     | —         |
| 当期純利益               |           |         |           |           |        |         | 874,589   | 874,589   |
| 株主資本以外の項目の当期変動額(純額) |           |         |           |           |        |         |           |           |
| 当期変動額合計             | —         | —       | —         | —         | △1,209 | —       | 565,370   | 564,161   |
| 当期末残高               | 545,500   | 264,313 | 264,313   | 64,700    | 92,038 | 198,000 | 6,128,378 | 6,483,116 |

| 自己株式                | 株 主 資 本 |              | 評価・換算差額等 |         |         |           | 純資産合計    |
|---------------------|---------|--------------|----------|---------|---------|-----------|----------|
|                     | 株主資本合計  | その他有価証券評価差額金 | 繰延ヘッジ損益  | 評価差額等合計 | 純資産合計   | 純資産合計     |          |
| 当期首残高               | △81,071 | 6,647,697    | 87,996   | 192,473 | 280,470 | 6,928,167 |          |
| 当期変動額               |         |              |          |         |         |           |          |
| 剰余金の配当              |         | △310,428     |          |         |         |           | △310,428 |
| 固定資産圧縮積立金の取崩        |         | —            |          |         |         |           | —        |
| 当期純利益               |         | 874,589      |          |         |         |           | 874,589  |
| 株主資本以外の項目の当期変動額(純額) |         |              | 49,784   | 151,802 | 201,587 | 201,587   |          |
| 当期変動額合計             | —       | 564,161      | 49,784   | 151,802 | 201,587 | 765,748   |          |
| 当期末残高               | △81,071 | 7,211,858    | 137,781  | 344,276 | 482,057 | 7,693,915 |          |

(注) 記載金額は、千円未満を切り捨てて表示しております。

## 個別注記表

### 1. 重要な会計方針に係る事項に関する注記

#### (1) 資産の評価基準及び評価方法

##### ① 有価証券

イ. 関係会社株式及び関係会社出資金

移動平均法による原価法

ロ. 満期保有目的の債券

償却原価法（定額法）

ハ. その他有価証券

・市場価格のない株式等

時価法

以外のもの

（評価差額は、全部純資産直入法により処理し、  
売却原価は移動平均法により算定）

・市場価格のない株式等

移動平均法による原価法

##### ② デリバティブ

時価法

##### ③ 棚卸資産

通常の販売目的で保有する棚卸資産

主として評価基準は原価法（収益性の低下による簿価切下げの方法）を採用しております。

・商品

月別総平均法

・貯蔵品

最終仕入原価法

#### (2) 固定資産の減価償却の方法

##### ① 有形固定資産（リース資産を除く）

定率法を採用しております。ただし、1998年4月1日以降に取得した建物（建物附属設備は除く）並びに2016年4月1日以降に取得した建物附属設備及び構築物については、定額法を採用しております。

なお、主な耐用年数は次のとおりであります。

建物 6年～47年

構築物 20年

工具、器具及び備品 4年～20年

定額法を採用しております。

なお、自社利用のソフトウェアについては、社内における利用可能期間（5年）に基づく定額法を採用しております。

③ リース資産

所有権移転外ファイナンス・リース取引に係るリース資産については、リース期間を耐用年数とし、残存価額を零とする定額法を採用しております。

(3) 引当金の計上基準

① 貸倒引当金

債権の貸倒れによる損失に備えるため、一般債権については貸倒実績率により、貸倒懸念債権等特定の債権については個別に回収可能性を検討し、回収不能見込額を計上しております。

② 賞与引当金

従業員に対する賞与の支給に備えるため、当事業年度に負担すべき支給見込額を計上しております。

③ 退職給付引当金

従業員の退職給付に備えるため、当事業年度末における退職給付債務及び年金資産の見込額に基づき計上しております。

イ. 退職給付見込額の期間帰属方法

退職給付債務の算定にあたり、退職給付見込額を当事業年度末までの期間に帰属させる方法については、給付算定式基準によっております。

ロ. 数理計算上の差異の費用処理方法

数理計算上の差異については、発生年度に一括費用処理することとしております。

役員の退職慰労金の支出に備えるため、役員退職慰労金規程に基づく当事業年度末要支給額を計上しております。

④ 役員退職慰労引当金

#### (4) 重要な収益及び費用の計上基準

当社の顧客との契約から生じる収益に関する主要な事業における主な履行義務の内容及び当該履行義務を充足する通常の時点（収益を認識する通常の時点）は以下のとおりであります。

当社は主として、化粧品、化粧雑貨、服飾雑貨、キャラクター雑貨及びコンタクトレンズ関連等の商品の販売を行っており、顧客との契約に基づいて商品を引き渡す履行義務を負っております。原則として、商品の納入時点において支配が顧客に移転して履行義務が充足されると判断しておりますが、国内の販売においては、出荷時から当該商品の支配が顧客に移転される時までの期間が通常の期間であることから、出荷時点で収益を認識しております。

収益は顧客との契約において約束された対価から、値引き、リバート及び返品等を控除した金額で測定しており、顧客に返金すると見込んでいる対価を返金負債として計上しております。当該返金負債の見積りにあたっては、契約条件や過去の実績などに基づく最頻値法を用いております。

取引の対価は履行義務を充足してから1年以内に受領しており、重要な金融要素は含まれておりません。

#### (5) 外貨建の資産又は負債の本邦通貨への換算の基準

外貨建金銭債権債務は、決算日の直物為替相場により円貨に換算し、換算差額は損益として処理しております。

#### (6) ヘッジ会計の方法

- |               |                                                                                       |
|---------------|---------------------------------------------------------------------------------------|
| ① ヘッジ会計の方法    | 繰延ヘッジ処理を採用しております。                                                                     |
| ② ヘッジ手段とヘッジ対象 | ヘッジ手段…為替予約取引<br>ヘッジ対象…外貨建金銭債権債務及び外貨建予定期引                                              |
| ③ ヘッジ方針       | 外貨建取引の為替相場の変動リスクを回避する目的で為替予約取引を行っております。                                               |
| ④ ヘッジの有効性の評価  | ヘッジ対象とヘッジ手段に関する重要な条件が同一であり、かつ、ヘッジ開始時及びその後も継続して相場変動を完全に相殺するものと想定できるため、有効性の評価を省略しております。 |

## 2. 表示方法の変更に関する注記

### (貸借対照表)

前事業年度において、「流動資産」の「受取手形」として表示しておりました電子記録債権は、当事業年度において「電子記録債権」として表示しております。また、「流動負債」の「支払手形及び買掛金」に含めておりました「電子記録債務」は明瞭性を高める観点から、当事業年度より独立掲記することとしております。

## 3. 会計上の見積りに関する注記

### (商品の評価)

#### (1) 当事業年度の計算書類に計上した金額

|       |             |
|-------|-------------|
| 商品    | 2,034,113千円 |
| 商品評価損 | 9,710千円     |

#### (2) 識別した項目に係る重要な会計上の見積りの内容に関する情報

商品の評価基準及び評価方法については、月別総平均法による原価法（収益性的低下による簿価切下げの方法）を採用しております。商品の保有状況から、滞留が生じている商品については販売促進等を検討するとともに、評価方針に従って簿価切下げを行っておりますが、当該評価方針には将来の販売見込み及び処分見込みといった経営者による仮定を含んでおります。

なお、当社が取り扱っている商品は消費者の嗜好の変化や様々な要因から、トレンドが急速に変化する可能性があるため、販売見込み及び処分見込みといった見積りの仮定の見直しが必要となった場合には、翌期の計算書類に重要な影響を及ぼす可能性があります。

## 4. 貸借対照表に関する注記

#### (1) 資産から直接控除した減価償却累計額

|        |             |
|--------|-------------|
| 有形固定資産 | 1,543,973千円 |
|--------|-------------|

#### (2) 関係会社に対する金銭債権又は債務

|        |           |
|--------|-----------|
| 短期金銭債権 | 7,245千円   |
| 短期金銭債務 | 334,144千円 |

#### (3) 記載金額は、千円未満を切り捨てて表示しております。

## 5. 損益計算書に関する注記

### (1) 関係会社との取引高の総額

|              |             |
|--------------|-------------|
| 営業取引（売上原価）   | 3,455,574千円 |
| （販売費及び一般管理費） | 87,804千円    |
| 営業取引以外の取引高   | 127,098千円   |

(2) 記載金額は、千円未満を切り捨てて表示しております。

## 6. 株主資本等変動計算書に関する注記

### 自己株式に関する事項

| 株式の種類 | 当事業年度期首<br>株式数(株) | 当事業年度<br>増加株式数(株) | 当事業年度<br>減少株式数(株) | 当事業年度末<br>株式数(株) |
|-------|-------------------|-------------------|-------------------|------------------|
| 普通株式  | 200,227           | —                 | —                 | 200,227          |

## 7. 税効果会計に関する注記

### (1) 繰延税金資産及び繰延税金負債の発生の主な原因別の内訳

#### (繰延税金資産)

|                     |           |
|---------------------|-----------|
| 未 払 社 会 保 險 料       | 12,481千円  |
| 未 払 事 業 税 ・ 事 業 所 税 | 13,069千円  |
| 未 払 金               | 37,841千円  |
| 売 上 値 引             | 15,585千円  |
| 賞 与 引 当 金           | 45,930千円  |
| 返 金 負 債             | 19,443千円  |
| 商 品 評 価 損           | 6,605千円   |
| 貯 藏 品               | 1,845千円   |
| 役 員 退 職 慰 労 引 当 金   | 50,676千円  |
| 資 产 除 去 債 务         | 10,321千円  |
| 減 損 損 失             | 1,522千円   |
| 投 資 有 価 証 券 評 価 損   | 1,634千円   |
| 関 係 会 社 出 資 金 評 価 損 | 19,341千円  |
| 関 係 会 社 貸 倒 引 当 金   | 480千円     |
| 貸 倒 引 当 金           | 1,732千円   |
| そ の 他               | 17,534千円  |
| 小 計                 | 256,046千円 |
| 評 価 性 引 当 額         | △67,499千円 |
| 合 計                 | 188,546千円 |

#### (繰延税金負債)

|                             |            |
|-----------------------------|------------|
| 繰 延 ヘ ッ ジ 損 益               | △154,175千円 |
| 前 払 年 金 費 用                 | △67,571千円  |
| 固 定 資 产 圧 縮 積 立 金           | △42,363千円  |
| 返 品 資 产                     | △12,248千円  |
| そ の 他 有 価 証 券 評 価 差 額 金     | △61,031千円  |
| 資 产 除 去 債 务 に 対 す る 除 去 費 用 | △734千円     |
| 合 計                         | △338,124千円 |
| 繰 延 税 金 資 产 (負 債) の 純 額     | △149,577千円 |

(2) 記載金額は、千円未満を切り捨てて表示しております。

(3) 法人税等の税率の変更による繰延税金資産及び繰延税金負債の金額の修正

「所得税法等の一部を改正する法律」(2025年法律第13号)が2025年3月31日に国会で成立したことにより、「防衛特別法人税」が課されることとなりました。これに伴い、2026年10月1日から開始する事業年度以降に解消が見込まれる一時差異に係る繰延税金資産及び繰延税金負債については、法定実効税率を30.62%から31.52%に変更し計算しております。

なお、この税率変更に伴う影響は軽微であります。

## 8. 関連当事者との取引に関する注記

### 子会社

| 種類  | 会社等の名称           | 議決権等の所有(被所有)割合(%)   | 関連当事者との関係      | 取引の内容        | 取引金額(千円) | 科目            | 期末残高(千円) |
|-----|------------------|---------------------|----------------|--------------|----------|---------------|----------|
| 子会社 | SHO-BI Labo 株式会社 | (所有)<br>直接<br>100.0 | 役員の兼任<br>商品の購入 | 資金の借入<br>(注) | 300,000  | 関係会社<br>長期借入金 | 600,000  |
|     |                  |                     |                | 利息の支払<br>(注) | 4,660    | 未払費用          | 2,917    |

(注) 資金の借入条件については、市場金利などを勘案した上で、合理的に決定しております。

なお、担保は差し入れておりません。

## 9. 収益認識に関する注記

顧客との契約から生じる収益を理解するための基礎となる情報

顧客との契約から生じる収益を理解するための基礎となる情報は、「1. 重要な会計方針に係る事項に関する注記 (4) 重要な収益及び費用の計上基準」に記載のとおりであります。

## 10. 1株当たり情報に関する注記

(1) 1株当たり純資産額

582円44銭

(2) 1株当たり当期純利益

66円21銭

## 11. 重要な後発事象に関する注記

該当事項はありません。